

令和6年度
教育職員免許事務の手引

福島県教育委員会

目 次

第1章	教育職員免許関係法令の概要	
1	教育職員免許関係法令の見方	1
2	免許法の目的	2
3	用語の意味	2
4	教員と免許状	3
5	免許状の種類及び効力	3
6	免許状の授与等	5
7	新特別支援領域の追加の定め	6
8	欠格事項	6
9	免許状の失効と取上げ	7
10	免許状の書換又は再交付	7
11	教員免許更新制	7
12	罰則	7
13	免許法の主な特例規定	9
第2章	免許状の取得方法	
第1節	普通免許状の取得方法	15
1	小学校教諭免許状	16
2	中学校教諭免許状	22
3	高等学校教諭免許状	32
4	幼稚園教諭免許状	42
5	養護教諭免許状	49
6	栄養教諭免許状	52
7	特別支援学校教諭免許状	56
8	特別支援学校自立教科等教諭免許状	61
9	特別支援学校自立活動教諭免許状	62
第2節	臨時免許状の取得方法	63
第3節	特別免許状の取得方法	65
第3章	単位の修得及び在職年数の算定	
第1節	単位の修得	67
1	大学等の教員養成による場合	67
2	教育職員検定による授与の場合	67
第2節	在職年数の算定	68
1	在職年数の起算	68
2	在職年数の通算	68
3	在職年数を通算する際の留意事項	69
第4章	相当免許状を要しない非常勤の講師の届出及び免許教科以外の教科の教授担任許可申請	
1	相当免許状を要しない非常勤の講師の届出	70
2	免許教科以外の教科の教授担任許可申請	70

目 次

第5章	免許状の出願	
1	出願書類の作成	72
2	手数料	72
第6章	その他	
1	免許状授与（交付）証明	73
2	特別支援学校関係	73

第1章 教育職員免許関係法令の概要

1 教育職員免許関係法令の見方

教育職員免許関係法令には、次の種類があります。

- ・ 教育職員免許法（昭和24年法律第147号、以下「免許法」という。）
- ・ 教育職員免許法施行法（昭和24年法律第148号、以下「施行法」という。）
- ・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律（平成9年法律第90号、以下「介護等体験特例法」という。）
- ・ 教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律（令和3年法律第57号、以下「児童生徒性暴力等防止法」という。）
- ・ 教育職員免許法施行規則（昭和29年文部省令第26号、以下「免許法施行規則」という。）
- ・ 教育職員免許法施行法施行規則（昭和29年文部省令第27号、以下「施行法施行規則」という。）
- ・ 小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律施行規則（平成9年文部省令第40号、以下「介護等体験特例法施行規則」という。）
- ・ 教育職員免許法施行令（昭和24年政令第338号、以下「施行令」という。）
- ・ 教育職員の免許状に関する規則（昭和50年福島県教育委員会規則第2号、以下「県規則」という。）
- ・ 地方公共団体手数料令（昭和30年政令第330号、以下「手数料令」という。）
- ・ 福島県手数料規則（昭和39年福島県規則第31号、以下「県手数料規則」という。）

免許法は、教育職員の免許における総括的な事項と同時に、免許状を授与する際の基礎的条件を規定しています。施行法は、主に免許法で規定していない旧教員免許令、旧国民学校令等による教員免許状（以下「旧令の教員免許状」という。）を有する者又は旧師範学校、旧専門学校等（以下「旧令の学校等」という。）を卒業（又は修了）した者等に対する免許状の授与等について規定しています。介護等体験特例法は、小学校及び中学校の教諭の普通免許状の授与に係る基礎資格として、7日間の介護等の体験を行わねばならない旨を規定しています。これらの法律に基づいて、それぞれの施行規則には、免許状の授与の所要資格を得るための単位の修得方法などが具体的に規定されています。

また、施行令は、文部科学大臣が免許状の教科を定める場合及び免許状に関する所要資格を得る課程を認定しようとする場合の諮問機関を規定しています。

次に、免許法令に基づいて免許状の授与等をお願いする場合の手続き等については、県の教育委員会の規則で定められており、また、お願い出の際の手数料の額については、別に手数料令の規定により県手数料規則で定めています。

このように、法令はそれぞれ規定している内容において、相互に密接な関連性を有してい

ます。従って、実際に法令を適用する場合は、十分関連性を見極めたうえで適切に行うことが大切です。

2 免許法の目的

免許法は、第1条で「この法律は、教育職員の免許に関する基準を定め、教育職員の資質の保持と向上を図ることを目的とする。」と定めており、教育職員の資格については免許主義を採用し、教育職員の専門性を掲げています。

3 用語の意味

(1) 教育職員

教育職員とは、学校教育法第1条に規定されている幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校及び特別支援学校（以下「学校」といいます。）並びに就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園（以下「幼保連携型認定こども園」といいます。）の主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。以下同じ。）、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭及び講師（以下「教員」といいます。）をいいます。

（免許法第2条第1項）

* 校長、教頭、教育長、指導主事等は、ここでいう教育職員には含まれません。

(2) 所轄庁

所轄庁とは、教員の勤務する学校を所轄する機関をいい、それぞれの学校の種類に応じて、次のとおり定められています。（免許法第2条第3項）

- ・ 大学附置の国立又は公立学校の教員 一一一 当該大学の学長
- ・ 大学附置の学校以外の公立学校の教員 一一 当該学校を所管する教育委員会
- ・ 公立の幼保連携型認定こども園の教員 一一 所管する地方公共団体の長
- ・ 私立学校の教員 一一一一一一一一一一一一 都道府県知事

(3) 授与権者

授与権者とは、免許状の授与、その他免許に関する権限を与えられた機関であり、各都道府県教育委員会をいいます。（免許法第5条第6項）

(4) 教育職員検定

教育職員検定とは、免許状を授与する方法の一つで、授与権者が受検者の人物、学力、実務及び身体について検定を行います。（免許法第5条第1項、第6条第1項）

(5) 実務証明責任者

実務証明責任者とは、教育職員検定に際しての受検者の勤務状況を証明する者をいい、受検者が勤務した学校の種類に応じて次のように定められています。（免許法第6条別表第3備考2号）

- ・ 私立学校の教員 一一一一 当該学校を設置する学校法人又は社会福祉法人の理事長（幼保連携型認定こども園の設置者を含む。）

- ・ その他の学校の教員 ―― 所轄庁

(6) 免許管理者

免許管理者とは教育職員にあつては勤務する学校の所在する都道府県教育委員会、教育職員以外にあつては住所地の都道府県教育委員会をいいます。(免許法第2条第2項)

4 教員と免許状

免許法では、「教育職員は、この法律により授与する各相当の免許状を有する者でなければならない。」(免許法第3条第1項)と定められています。つまり、教員は免許状を有していることが条件であり、かつその免許状は勤務する学校の種類、教科又は職種に応じたものでなければなりません。

なお、講師については、特にその職の免許状が設けられていないので、それぞれの学校に相当する教員の免許状を有する者を、また、特別支援学校については、特別支援学校の免許状のほかに各部(幼稚部、小学部、中学部及び高等部)に相当する学校の教員の免許状を有する者をもってあてることとされています。(免許法第3条第2項、第3項)

*[例外規定] 相当免許状を有しない非常勤講師(免許法第3条の2)、免許教科外教科の教授担任(免許法附則第2項)、小学校の専科教員(免許法第16条の5第1項)、中学校の専科教員(免許法第16条の5第2項)、特別支援学校の教員(免許法第17条の3、免許法附則第15項、施行法第3条)

5 免許状の種類及び効力

(1) 種類

免許状は、大別して普通免許状、特別免許状及び臨時免許状に区分されます。

普通免許状及び特別免許状は、学校の種類ごとの教諭職の免許状をいい、更に普通免許状は専修、一種及び二種(高等学校は専修及び一種)に分けられています。

臨時免許状は、学校の種類ごとの助教諭職の免許状をいいます。

ただし、高等学校教諭の普通免許状のうち、教科の領域の一部に係る事項(柔道、剣道、建築、インテリア、デザイン、計算実務)及び特別支援学校自立活動教諭の普通免許状については一種のみ、また、特別支援学校自立教科教諭の普通免許状については、一種及び二種のみとなっています。

(免許法第4条、第4条の2、第16条の4、第17条の2)

ア 普通免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校教諭免許状
- ・ 中学校教諭免許状(各教科に区分される。)
- ・ 高等学校教諭免許状(各教科に区分される。)
- ・ 幼稚園教諭免許状
- ・ 特別支援学校教諭免許状(視覚障害、聴覚障害、知的障害、肢体不自由又は病弱)
- ・ 養護教諭免許状
- ・ 栄養教諭免許状
- ・ 特別支援学校自立教科教諭免許状(理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教

科に区分される。)

- ・ 特別支援学校自立活動教諭免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育に区分される。)

イ 特別免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 中学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 高等学校教諭特別免許状（各教科に区分される。)
- ・ 特別支援学校教諭特別免許状
- ・ 特別支援学校自立教科教諭特別免許状（理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教科に区分される。)
- ・ 特別支援学校自立活動教諭特別免許状（視覚障害教育、聴覚障害教育、肢体不自由教育、言語障害教育に区分される。)

※ 幼稚園教諭の特別免許状はありません。

ウ 臨時免許状は、次のとおりです。

- ・ 小学校助教諭免許状
- ・ 中学校助教諭免許状（各教科に区分される。)
- ・ 高等学校助教諭免許状（各教科に区分される。)
- ・ 幼稚園助教諭免許状
- ・ 特別支援学校助教諭免許状
- ・ 養護助教諭免許状
- ・ 特別支援学校自立教科助教諭免許状（理療、理学療法、音楽、理容、特殊技芸の教科に区分される。)

(2) 効力

普通免許状は、専修、一種、二種の種別又は学校の国立、公立、私立の区別を問わず、全ての都道府県においてその効力を有します。

特別免許状については、その免許状を授与した都道府県においてのみその効力を有します。

なお、平成21年4月1日から始まった教員免許更新制により、普通免許状及び特別免許状は、原則、その授与の日の翌日から起算して10年を経過する日の属する年度の末日まで、有効期限が付されることとなりましたが、令和4年5月の免許法等一部改正により、令和4年7月1日に当該制度は廃止され、生涯有効（有効期限の定めなし）となりました。

臨時免許状については、授与されたときから3年間、その免許状を授与した都道府県においてのみ効力を有します。（免許法第9条）

* 中学校及び高等学校の「宗教」の教科の免許状については、教科の性質上私立学校においてのみ効力を有します。

(3) 一種免許状取得の努力義務

教員で、その職（担任する教科を含む。）が二種免許状によるものであるときは、相当する一種免許状を取得するよう努めなければなりません。（免許法第9条の2）

特に、小学校及び中学校の教員で、その者が当該教員となった日から12年を経過した者に対しては、免許管理者は、本人からの意見を聴いて、以後3年の間に一種免許状を取得するために必要な単位（10単位）を修得する方法について指定することとなります。（ただし、この適用を受けるのは平成元年度採用教員からです。）

この指定を受けた教員で、指定された日から3年以内に一種免許状を取得しない者については、一種免許状取得に必要な単位の軽減措置が講じられないこととなり、当該免許状の取得にあたっては45単位の修得を要することとなります。（免許法第6条別表第3備考8～10号、昭和63年改正法附則第11項）

6 免許状の授与等

免許状の授与には、次の方法があります。

(1) 普通免許状

ア 大学等における教員養成による方法（免許法第5条第1項）

大学又は文部科学大臣の指定する教員養成機関に一定年限以上在学し、免許法令に定める所定の単位を修得した者に授与されます。（免許法別表第1）

なお、この場合の単位は、「文部科学大臣が、当該免許状の授与の所要資格を得させるために適当であると認めた課程」（以下「認定課程」という。）において修得したもの又は「認定課程を有する大学が、当該所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当であると認めるもの」でなければなりません。（同表備考第5号）

イ 教育職員検定による方法（免許法第6条）

教員として勤務している者等に対し、上種、他の教科又は隣接校種の免許状を授与する方法で、人物、学力、実務及び身体のそれぞれについて授与権者が「教育職員検定」を行い、合格した者に授与されます。

検定の方法は授与権者が具体的に定めておりますが、学力及び実務の検定については、免許法でその基準が定められています。（免許法別表第3～第8）

* 「学力」の検定は修得単位により、また、「実務」の検定は在職年数等により行います。

ウ 教員資格認定試験による方法（免許法第16条第1項）

文部科学大臣又は文部科学大臣が委嘱する大学が行う「教員資格認定試験」に合格した者に授与されます。

(2) 特別免許状

特別免許状は、次のいずれにも該当する者について、学校教育の効果的な実施に特に必要があると認める場合、任命権者の推薦に基づいて授与権者が行う教育職員検定に合格した者に授与されます。（免許法第5条第3項、第4項）

ア 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

イ 社会的信望があり、かつ教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

* 検定の方法は(1)のイと同様ですが、授与権者は、合格の決定をしようとするときは、あらかじめ学識経験者等の意見を聴かなければなりません。(免許法第5条第4項)

(3) 臨時免許状

臨時免許状は、学校において欠員等が生じ、かつ、普通免許状を有する者を採用することができないときに限り、教育職員検定に合格した者に授与されます。(免許法第5条第5項)

(4) 旧令の教員免許状を有する者又は旧令の学校等を卒業した者等

旧令の教員免許状を有する者又は旧令の学校等を卒業した者等に対する経過的な措置として、それぞれの種類に応じて現行制度における相当の免許状について交付又は教育職員検定による授与を受けることができます。(施行法第1条、第2条)

7 新特別支援領域の追加の定め

特別支援学校の教員の免許状の授与を受けた者が、その授与を受けた後、当該免許状に定められている特別支援教育領域以外の特別支援教育領域（以下「新教育領域」という。）に関して特別支援教育科目を修得し、申請書に当該免許状を授与した授与権者が定める書類を添えて当該授与権者にその旨を申し出た場合、又は当該授与権者が行う教育職員検定に合格した場合には、当該免許状に当該新教育領域を追加して定めることができます。(免許法第5条の2第3項)

8 欠格事項

教員という職務の特殊性により、次のいずれかに該当する者には、免許状は授与されません。(免許法第5条第1項)

(1) 18歳未満の者

(2) 高等学校を卒業しない者(通常の課程以外の課程におけるこれに相当するものを修了しないものを含む。)ただし、文部科学大臣において高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有すると認められた者を除く。

* [例外規定]教員資格認定試験合格者(免許法第17条)、准看護婦免許・旧令保健婦免許所有者(免許法附則第7項)、実習教科の実地の経験を有する者(免許法附則第10項、昭和29年改正法附則第20項、第21項)

(3) 禁錮以上の刑に処せられた者

(4) 免許状がその効力を失い、当該失効の日から3年を経過しない者

(5) 免許状取上げの処分を受け、当該処分の日から3年を経過しない者

(6) 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

なお、児童生徒性暴力等防止法に基づき、児童生徒性暴力等を行ったことにより、免許状が失効した者及び免許状の取上げ処分を受けた者(以下「特定免許状失効者等」という。)については、改善更生の状況等により再授与が適当であると認められる場合に限り、再び免許状を授与することができるとされています。また、再授与にあたっては、

予め都道府県教育職員免許状再授与審査会の意見を聴かなければなりません。(児童生徒性暴力等防止法第22条第1項、第2項)

9 免許状の失効と取上げ

(1) 失効(免許法第10条第1項)

免許状を有するものが、次のいずれかに該当するに至ったときは、免許状はその効力を失います。

ア 免許状を有する者が、前記8の(3)、(6)に該当するに至ったとき

イ 公立学校の教員であって懲戒免職の処分を受けたとき

ウ 公立学校の教員であって分限免職の処分を受けたとき

(2) 取上げ

次のいずれかに該当し免許状の取上げ処分を受けた者は、その通知を受けた日に免許状はその効力を失います。(免許法第11条第4項)

ア 国立学校又は私立学校の教員(免許法第11条第1項)

国立学校又は私立学校の教員が、公立学校における懲戒免職の事由に相当する事由により解雇されたと認められるときは、免許管理者は一定の手続きを経たうえで、その免許状を取り上げなければなりません。

イ 教員以外の者(免許法第11条第3項)

教員以外の免許状を有する者が、法令の規定に故意に違反し又は教員たるにふさわしくない非行があつて、その情状が重いと認められたときは、免許管理者は、一定の手続きを経たうえで、その免許状の取上げ処分を行うことができます。

10 免許状の書換又は再交付

免許状を有する者が、その者の氏名又は本籍地を変更し、又は免許状を破損若しくは紛失したときは、その理由を明記して、当該免許状を授与した授与権者に書換又は再交付を願い出ることができます。(免許法第15条)

11 教員免許更新制

平成19年6月に教育職員免許法が改正され、平成21年4月1日から教員免許更新制が導入されましたが、令和4年5月の免許法等一部改正により、令和4年7月1日に当該制度は廃止されました。

12 罰則

教員の免許については、違反行為者に対して罰則規定が設けられています。

(1) 免許状の不正授与等に対する罰則

次のいずれかに該当する者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処せられます。(免許法第21条)

ア 免許法の規定に違反して免許状を授与し、若しくは特別支援教育領域を定め、又は教育職員検定を行った者

イ 偽りその他不正の事実に基づいて免許状の授与、若しくは特別支援教育領域の定め、

又は教育職員検定を受けた者

ウ 免許状の授与又は教育職員検定を受けようとする者から人物、学力、実務及び身体に関する証明の請求があった場合に、虚偽又は不正の事実に基づいて証明書を発行した者

(2) 無資格者の任命行為等に対する罰則

相当する免許状を有しないにもかかわらず、これを教員（幼保連携型認定こども園の教員を除く。）に任命し、若しくは雇用した者、又は教員（幼保連携型認定こども園を除く。）となった者は、いずれも30万円以下の罰金に処せられます。（免許法第22条）

13 免許法の主な特例規定

免許法に定める主な特例規定の概要は次のとおりです。

免許法の規定		特例規定	
条項	内容	条項	内容
3条1項 又は2項	教育職員は、相当する免許状を有する者でなければならない。	3条の2	非常勤の講師については、あらかじめ届出をすることにより、小・中・高等学校においては各教科の領域の一部の事項、特別支援学校（幼稚部を除く。）においては各教科及び自立教科等の領域の一部の事項について、相当免許状を有しない者を充てることができる。
		16条の5 第1項	中学校又は高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状の教科に相当する教科を担当する小学校（特別支援学校の小学部を含む。）若しくは義務教育学校の前期課程の教諭又は講師となることができる。 ただし、特別支援学校の小学部の教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
		16条の5 第2項	工芸、書道、看護、情報、農業、工業、商業、水産、福祉、商船（それぞれの実習を含む）、柔道、剣道、情報技術、建築、インテリア、デザイン、情報処理又は計算実務の高等学校の教諭の免許状を有する者は、それぞれの免許状の教科に相当する教科を担当する中学校（特別支援学校の中学部を含む。）、義務教育学校の後期課程若しくは中等教育学校の前期課程の教諭又は講師となることができる。 ただし、特別支援学校の中学部の教諭又は講師となる場合は、特別支援学校の教員の免許状を有する者でなければならない。
		附則2項	中学校、高等学校（特別支援学校の相当部含む。）、義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程若しくは後期課程の教諭は、許可を得て、有する免許教科以外の教科の教授を担当できる。
		附則14項	養護教諭の免許状を有する者で、3年以上養護教諭としての勤務経験があり、かつ現に養護

			<p>教諭として勤務している者は、その勤務する学校（幼稚園及び幼保連携型認定こども園を除く。）において、保健の教科の領域に係る事項（小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部にあつては、体育の教科の領域の一部に係る事項で文部科学省令で定めるもの）の教授を担当する教諭又は講師となることができる。</p>
		附則 16 項	<p>中学校教諭又は高等学校教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ中等教育学校の前期課程における教科又は後期課程における教科の教授又は実習を担当する教諭又は講師となることができる。</p>
		附則 19 項	<p>小学校教諭又は中学校教諭の免許状を有する者は、当分の間、それぞれ義務教育学校の前期課程又は後期課程の教諭又は講師となることができる。</p>
		昭和 63 年改正法附則 2・3 項	<p>平成元年 3 月 31 日以前に授与又は交付された改正前の免許状は、それに対応する改正後の免許状とみなす。</p>
3 条 3 項	特別支援学校の教員は、それぞれの学校の免許状と各部に相当する免許状を有する者でなければならない。	17 条の 3	<p>特別支援学校において自立教科以外の教科（幼稚部にあつては、自立教科以外の事項）の教授又は実習（専ら知的障害者に対するものに限る。）を担当する教諭又は講師は、特別支援学校の教諭の普通免許状のほか、小学校、中学校、高等学校又は幼稚園のいずれかの学校の教諭の普通免許状を有する者であれば足りる。</p>
		附則 15 項	<p>小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の免許状を有する者は、当分の間、特別支援学校の相当する各部の教諭又は講師となることができる。</p>
4 条 5 項 1 号	中学校の教科の指定	昭和 36 年改正法附則 2 項	<p>「図画工作」の教科の免許状は「美術」の教科の免許状とみなす。</p>
4 条 5 項	高等学校の教	16 条の 4	<p>教科の領域の一部に係る事項（柔道、剣道、建</p>

2号	科の指定		築、インテリア、デザイン及び計算実務のみ)についても授与できる。
		昭和36年改正法附則3項	「図画」又は「工作」の教科の免許状は「美術」又は「工芸」の教科の免許状とみなす。
		平成元年改正法附則3項	「社会」の教科の免許状は、平成6年4月1日以降「地理歴史」及び「公民」の教科の免許状とみなす。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	16条の2	教員資格認定試験に合格した者に授与する。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	附則8項	旧国立工業教員養成所に3年以上在学し卒業した者に、「工業」の教科の高等学校教諭1種免許状を授与することができる。
		附則12項	旧国立養護教員養成所を卒業した者に、養護教諭2種免許状又は「保健」の教科の中学校教諭2種免許状を授与することができる。
		昭和63年改正法附則4項	平成2年4月1日前に大学等に在学し、これらを卒業するまでに改正前の別表第1又は第2に規定する所要資格を得た者は、対応する改正後の免許状の所要資格を得たものとみなす。
		昭和63年改正法附則5項	昭和63年改正法附則2項・4項等により1種免許状(高等学校教諭免許状を除く。)の授与を受けたとみなされた者等が、平成2年4月1日前に大学院に在学し、平成5年3月31日までにこれらを修了し修士の学位を得たとき等は、それぞれの専修免許状の所要資格を得たものとみなす。
		昭和63年改正法附則12項	昭和63年改正法附則2項・3項により中学校教諭又は高等学校教諭の免許状の授与を受けたとみなされる者が、改正前の別表第4に規定する他の教科の免許状に係る所要資格を得たときは、それぞれ対応する改正後の免許状の所要資格を得たものとみなす。

		平成元年 改正法附 則 3・4 項	平成2年4月1日以後に大学に入学した者以外の者で、平成6年3月31日までに「社会」の教科の高等学校教諭の免許状を有する者又はその所要資格を得た者は、平成6年4月1日において「地理歴史」及び「公民」の教科の高等学校教諭の免許状の授与を受け、又はその所要資格を得たものとみなす。
		平成元年 改正法附 則 5 項	平成2年4月1日前に大学に在学した者で、平成6年4月1日以後にこれを卒業するまでに「社会」の教科の高等学校教諭の免許状に係る所要資格を得た者は、「地理歴史」及び「公民」の教科の高等学校教諭の免許状の所要資格を得たものとみなす。
5条1項	普通免許状は、別表第1、第2に該当又は教育職員検定に合格した者に授与する。	平成10年 改正法附 則 7 項	平成12年3月31日までに旧法別表第4に規定するそれぞれの普通免許状に係る所要資格を得た者は、新法別表第4に規定する当該普通免許状にかかる所要資格を得たものとみなす。
		改正省令 附則第2 条第1項	平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。
		改正省令 附則第2 条第2項	平成23年3月31日において課程認定大学の課程に在学する者で、当該大学を卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則（以下「旧規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則（以下「新規則」という。）に規定する福祉の教科に関する科目の最低修得単位数を修得した者とみなす。
		改正省令 附則第3	平成22年4月1日以後に課程認定大学及び指定教員養成機関に入学した者以外の者であって、平

		条	成 25 年 3 月 31 日までに改正前の教育職員免許法施行規則に規定する総合演習の単位を修得した者は、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教育実践演習の単位を修得することを要しない。
		改正省令 附則第4 条	平成 22 年 3 月 31 日において免許法別表第 1 備考第 5 号イに規定する課程認定大学の課程または養護教諭養成機関等もしくは栄養教諭の教員養成機関の課程に在学している者で、これらを卒業するまでに教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者は、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得した者と見なす。
		改正省令 附則第4 条	平成 22 年 3 月 31 日現在において、課程認定大学等に在学している者で、これらを卒業するまでに、改正前の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を取得した者については、改正後の教育職員免許法施行規則に規定する教職に関する科目の最低修得単位数を修得したものと見なす。
5 条 1 項 2 号	高等学校を卒業しない者には、免許状を授与しない。	附則 3 項	旧令の教員免許状所有者及び旧仮免許状資格者には、免許状を授与することができる。
		附則 7 項	准看護師免許又は旧規則による保健婦免許等の所有者には、養護助教諭の臨時免許状を授与することができる。
		附則 10 項・昭和 29 年改正 法附則 21 項	9 年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する高等学校の教員の免許状を授与することができる。
		昭和 29 年 改正法附 則 20 項	6 年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する中学校助教諭の臨時免許状を授与することができる。
5 条 6 項 ただし書	高等学校助教諭の臨時免許状は、同項た	昭和 29 年 改正法附 則 7 項	当分の間、免許法第 5 条第 6 項ただし書に該当する場合にも授与することができる。

	だし書に該当する者には授与しない。	昭和29年改正法附則21項	9年以上の実地の経験を有している者には、相当する実習を担当する高等学校助教諭の臨時免許状を授与することができる。
5条の2第2項	特別支援学校教諭免許状	平成18年改正法附則第7条	この法律(平成18年法律第80号)の施行の際現に旧課程に在学している者で、卒業するまでに当該大学で旧免許状の授与単位数を修得したものは、当該大学に学籍が存在するまで、特別支援学校教諭免許状の授与を受けることができる。

第2章 免許状の取得方法

この章では、教育職員免許状の授与を受けるための方法を普通免許状、臨時免許状及び特別免許状に分けて、それぞれ有する基礎資格に応じ具体的に説明します。

なお、ここでは、旧令の免許状を有する者や、旧令の学校等を卒業した者、施行法に基づく方法等の免許状の取得方法については除いてあります。

また、免許法等の改正に伴う経過措置については、第6章（その他）において説明がありますので留意願います。

第1節 普通免許状の取得方法

1 小学校教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1、2)				
小学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。))の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)				
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)				
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。(大学又は指定員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)				
		科目名 (備考3、4)		専修	一種	二種
教科及び教科の指導法に関する科目	教科に関する専門的事項	国語(書写を含む) 社会 算数 理科 生活 音楽 図画工作 家庭 体育 外国語	30	30	16	
	用を含む。 (情報通信技術の活用を含む。)	各教科の指導法	専修・一種免許状にあっては、国語等の教科の指導法に関する科目をそれぞれ1単位以上修得すること。 二種免許状にあっては、6以上の教科の指導法に関する科目(音楽・図画工作・体育の教科に関する指導法に関する科目のうち2以上を含む。)をそれぞれ1単位以上修得すること。(免許法施行規則 第3条表備考3号)			
教育の基礎的理解に関する科目 (備考5、6)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 全ての事項にわたること。	10 全ての事項にわたること。	6 全ての事項にわたること。	
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)					
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)					
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)					
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考6～8)	道徳の理論及び指導法		10 全ての事項にわたること。	10 全ての事項にわたること。	6 全ての事項にわたること。	
	総合的な学習の時間の指導法					
	特別活動の指導法					
	教育の方法及び技術					
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法					
	生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
教育実践に関する科目 (備考9～12)	教育実習		5	5	5	
	教職実践演習		2	2	2	
大学が独自に設定する科目(備考15)			26	2	2	
合 計			83	59	37	

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 これまでに小学校又は中学校の教諭の普通免許状を持たない者が、別表第1により新たに小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校又は社会福祉施設等において7日間以上の介護等の体験を行うことが必要となります。（介護等体験特例法及び同法関係法令等）
 - 3 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 4 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術」並びに「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、学校教育法施行規則第52条に規定する小学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考2号）
 - 5 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 6 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 7 「道徳の理論及び指導法」の単位については、専修免許状又は一種免許状の取得の場合にあっては2単位以上、二種免許状の取得の場合にあっては1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4号）
 - 8 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4の2号）
 - 9 「教育実習」の単位は、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考5号）
 - 10 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（小学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 11 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 12 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教科及び教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第2条表備考9号）
 - 13 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位（二種免許状取得の場合は6単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」については3単位まで、「教職実践演習」については2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考11号）

- 14 「教育の基礎的理解に関する科目」に係る「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に係る「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については2単位（二種免許状取得の場合は1単位）まで、「各教科の指導法」に係る「生活の教科の指導法」については2単位まで、「特別活動の指導法」については1単位まで、幼稚園の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考12号、第3条表備考6号）
- 15 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考14号）
- 16 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考15号）
- 17 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする免許状の種類		小学校教諭専修免許状	小学校教諭一種免許状(備考4)	(免許法別表第3)																				
基礎資格		小学校教諭一種免許状を有していること。	小学校教諭二種免許状を有していること。	①大学に3年以上在学かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学及び大学の専攻科に1年以上在学かつ93単位以上修得 上記いずれかに該当し、小学校教諭二種免許状を有していること。																				
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	6	7	8	9	10	11	12	13		
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	45	40	35	30	25	20	15	10		
教科に関する専門的事項に関する科目	国語(書写を含む。)																							
	社会																							
	算数																							
	理科																							
	生活																							
	音楽																							
	図画工作																							
	家庭																							
	体育																							
	外国語																							
小計			4	4	3	3	3	2	2	1	2	2	2	1	4	4	4	3	3	2	2	1		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目(備考2)	各教科の指導法																					
	小計(第二欄)			11	9	7	6	4	3	3	1	5	4	3	1	14	12	10	9	8	6	4	2	
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	全ての事項にわたること。																				
小計(第三欄)			5	5	5	5	4	4	3	3	4	4	3	3	7	5	5	5	4	4	3	3		
第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。 「道徳の理論及び指導法」1単位を含めて修得すること。																					
小計(第四欄)			5	5	5	4	4	4	4	3	4	4	4	3	8	8	7	6	5	4	4	3		
小計(第二欄～第四欄)			21	19	17	15	12	11	10	7	13	12	10	7	29	25	22	20	17	14	11	8		
大学が独自に設定する科目(備考3)		15	5	5	5	4	4	4	3	2	5	4	3	2	2	2	2	2	2	2	2	1		
その他の科目(備考5)			15	12	10	8	6	3			5	2			10	9	7	5	3	2				
免許法の適用条項		別表第3、同表備考4号	別表第3、同表備考7号								同左				同左									
免許法施行規則の適用条項		11条	同左								11条備考3号 12条前段				11条									

- 備考
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
 - 「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」の第二欄「教科の指導法に関する科目」については、当該欄の所要単位が10単位以上のときは5教科以上、5単位以上のときは3教科以上にわたる教科の指導法(いずれも音楽、図画工作、体育のうち1以上を含むこと。)を含み修得しなければなりません。
 - 専修免許状に係る単位については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得した単位でなければなりません。(免許法 別表第3備考4号)
 - 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5号)
 - 一種免許状又は二種免許状を受けようとする者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。(免許法施行規則 第11条第2項)
 - 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

(3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により小学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			小学校教諭二種免許状		
基礎資格			幼稚園教諭普通免許状を有していること。	中学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数(備考2)			3	3	
科目名			単位数		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	10 (備考3)	10 (備考4)
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	
			生徒指導の理論及び方法		
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	2	2
			進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
合計			13	12	

- 備考
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
 - 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において教諭又は講師(幼保連携型認定こども園及び基礎資格にかかる特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。)として在職することが必要となります。
 - 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、幼稚園教諭の普通免許状を有する場合にあっては、生活の教科を除く5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第18条の2備考2号)
 - 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、中学校教諭の普通免許状を有する場合にあっては、その免許状に相当する教科を除く5以上の教科の指導法について、それぞれ2単位以上を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第18条の2備考2号)
- なお、複数の教科の中学校教諭普通免許状を有している場合には、有するすべての中学校教諭普通免許状の免許教科の指導法を除くものとする。

- 5 小学校、学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により小学校における教育と一貫した教育を施す中学校、義務教育学校又は特別支援学校の小学部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。（免許法施行規則 第18条の2備考4号）

基礎資格				幼稚園教諭普通免許状を有していること。		中学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数（備考7）				1	2	1	2
各教科の指導法の基礎的理解に関する科目又は教諭	第二欄	各教科の指導法に関する科目（備考6）	各教科の指導法	7	5	7	5
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法	1	1		
			生徒指導の理論及び方法	2	1	2	1
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
合計				10	7	9	6

- 6 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、1単位以上の科目の修得を含め5以上の教科について単位を修得することが望ましいですが、単位軽減を受ける場合は以下のような修得も可能とします。

※7単位を修得する場合

4教科以上を修得する。（例：2単位×3教科+1単位×1教科）

※5単位を修得する場合

3教科以上を修得する。（例：2単位×1教科+1単位×3教科

又は、2単位×2教科+1単位×1教科）

なお、修得する教科については備考4を参照してください。

- 7 別表第8の最低在職年数（備考2の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。

2 中学校教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1、2)			
中学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)			
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)			
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。(大学又は指定員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)			
科目名 (備考3)		専修	一種	二種	
教科及び教科の指導法に関する科目	専門的事項 教科に関する	当該免許教科に係る教科に関する科目 それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。〔附表1〕(免許法施行規則 第4条表備考1号)	20	20	10
	指導法 各教科の	情報通信技術の活用を含むこと。	8	8	2
教育の基礎的理解に関する科目 (備考5、6)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (6)	10 (6)	6 (3)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)				
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)				
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程				
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解				
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考6～8)	道徳の理論及び指導法		10 (6)	10 (6)	6 (4)
	総合的な学習の時間の指導法				
	特別活動の指導法				
	教育の方法及び技術				
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法				
	生徒指導の理論及び方法				
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法				
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
教育実践に関する科目(備考9～12)	教育実習		5(3)	5(3)	5(3)
	教職実践演習		2	2	2
大学が独自に設定する科目(備考14)		28	4	4	
合計		83	59	35	

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 これまでに小学校又は中学校の教諭の普通免許状を持たない者が、別表第1により新たに小学校又は中学校の教諭の普通免許状を取得しようとする場合は、特別支援学校又は社会福祉施設等において7日間以上の介護等の体験を行うことが必要となります。（介護等体験特例法及び同法関係法令等）
 - 3 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 4 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「道徳の理論及び指導法」、「総合的な学習の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術」並びに「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、学校教育法施行規則第74条に規定する中学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第4条表備考5号）
 - 5 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 6 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 7 「道徳の理論及び指導法」の単位については、専修免許状又は一種免許状の取得の場合にあっては2単位以上、二種免許状の取得の場合にあっては1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4号）
 - 8 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4の2号）
 - 9 「教育実習」の単位は、中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第4条表備考7号）
 - 10 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（中学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 11 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 12 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部及び附則第22項第2号に規定する中学校に相当する旧令による学校を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部並びに同項3号に規定する高等学校に相当する旧令による学校を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第4条表備考8号）
 - 13 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位（二種免許状取得の場合は6単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育

実習」については3単位まで、「教職実践演習」については2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位(現に修得した単位のみ)をもってあてることができます。(免許法施行規則 第2条表備考11号)

- 14 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数(24単位)については、大学院の課程又は大学(短期大学を除く。)の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。

また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、教科に関する専門的事項に関する科目、各教科の指導法に関する科目若しくは教諭の教育の基礎的理解に関する科目等、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。(免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考第14号)

- 15 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る「教科及び教科の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。(免許法施行規則 第2条表備考15号)

- 16 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。(免許法施行規則 第10条の2第1～3項)

- 17 音楽及び美術の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数(専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考7号の規定を適用した後の単位数)のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあっては1単位以上、その他の科目にあっては括弧内の数字以上の単位を修得するものとします。(免許法施行規則 第4条表備考9号)

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。
(免許法別表第3)

受けようとする 免許状の種類		中学校教諭 専修免許状	中学校教諭一種免許状 (備考5)											中学校教諭二種免許状																																	
基礎資格		中学校教諭 一種免許状 を有している こと。	中学校教諭二種免許状を 有していること。											①大学に3年以上在学 かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学 及び大学の専攻科に1 年以上在学かつ93単 位以上修得 上記いずれかに該当 し、中学校教諭二種免 許状を有していること。																																	
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6	6	7	8	9	10	11	12	13																									
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10	45	40	35	30	25	20	15	10																									
教科に関する専門 的事項に関する科 目	各科目につき、免許法施行規則第4条第1 項に定められている第2欄の科目〔附表1〕 (備考1)		各科目に つき各1単 位以上を 修得する こと。											3科目につき各 1単位以上を修 得すること。											同左	各科目に つき各1単 位以上を 修得する こと。											3科目につき各 1単位以上を修 得すること。										
	小計		10	9	8	7	6	5	4	3	6	5	4	3	10	9	8	7	6	5	4	3																									
各 教 諭 の 科 教 育 指 導 法 的 に 理 解 す る 関 係 科 目 は	第二欄 各教科の指導 法に関する科 目(備考3)																																														
	小計(第二欄)		4	4	3	2	2	1			2	1			6	5	4	3	2	1																											
	第三欄 教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的、経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対 応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)		全ての事項 にわたるこ と。												全ての事項に わたること。																															
	小計(第三欄)		5	5	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2	6	5	5	4	4	4	4	3																									
第四欄 道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び 方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		全ての事 項にわた ること。												全ての事項に わたること。																																
小計(第四欄)		7	6	6	5	5	5	5	3	5	5	5	3	9	8	7	7	6	5	5	3																										
小計(第二欄～第四欄)		16	15	13	11	10	9	8	5	10	9	8	5	21	18	16	14	12	10	9	6																										
大学が独自に設定する科目(備考4)		15	4	4	4	4	3	3	3	2	4	4	3	2	4	4	4	4	4	3	2	1																									
その他の科目(備考6)		15	12	10	8	6	3			5	2			10	9	7	5	3	2																												
免許法の適用条項	別表第3、 同表備考4号	別表第3、 同表備考7号	同左											同左																																	
免許法施行規則の適用条項	11条	同左	11条備考3号 12条前段											11条																																	

備考
1 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、
〔附表1〕の第1欄の免許教科の種類に応じ、第
2欄に掲げる科目をいいます。
2 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)による
ほか、他の課程(免許法認定講習等)におい
ても修得することができます。
3 「各教科の指導法に関する科目」については、
それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得
しなければなりません。
4 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設
定する科目」は、「教科に関する専門的事項に
関する科目」又は「各教科の指導法に関する科
目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する
科目等」のうち1以上の科目について、大学院
又は大学の専攻科(相当程度を含む。)におい
て修得した単位でなければなりません。
5 一種免許状の授与を受ける場合の単位につ
いては、短期大学(相当程度を含む。)におい
て修得した単位は含むことができません。
ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条
第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授
与機構が定める要件を満たすものに限る。)に
おいて修得した単位については、含めること
ができます。(免許法 別表第3備考5号)
6 一種免許状又は二種免許状を受けようとする
者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」
及び「各教科の指導法に関する科目又は教諭の
教育の基礎的理解に関する科目」以外の科目の
単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養
を身につけるよう努めなければなりません。(免
許法施行規則 第11条第2項)
7 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定
方法については、「第3章」を参照してください。

第2章 免許状の取得方法

第2章 免許状の取得方法

(3) 次の表の基礎資格を有する者が、それぞれの他の教科に係る所要単位を修得した場合は、教育職員検定により当該他の教科の免許状を受けることができます。

(免許法別表第4)

受けようとする 免許状の種類		中学校教諭専修免許状		中学校教諭一種免許状		中学校教諭 二種免許状
基礎資格		中学校教諭 専修免許状 を有している こと。	中学校教諭 専修免許状 を有し、かつ 取得しよう とする教科 の中学校教 諭一種免許 状を有して いること。	中学校教諭 専修免許状 又は中学校 教諭一種免 許状を有し ていること。	中学校教諭 専修免許状 又は中学校 教諭一種免 許状を有し、 かつ取得し ようとする 教科の中学 校教諭二種 免許状を有 していること。	中学校教諭 専修免許状、 中学校教諭 一種免許状 又は中学校 教諭二種免 許状を有し ていること。
教科に 関する 専門的 事項に 関する 科目	取得しようとする 教科の、各科目 につき免許法施 行規則第4条第 1項(附表1)に 定められている 第2欄の科目	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。		各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。	各科目に ついて、 各1単位 以上を修得 すること。
	小計	20		20	10	10
各教科の指導法 に関する科目						
		8		8	5	3
大学が独自に設定する 科目 (備考2)		24	24			
合計(所要単位数)		52	24	28	15	13
免許法の適用条項		別表第4 備考2	別表第4 備考2	別表第4 備考3	別表第4	別表第4
免許法施行規則の 適用条項		15条	同左	同左	同左	同左

- 備考 1 単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「受けようとする教科についての「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科で文部科学大臣が指定する課程において修得することができます。ただし、「教科に関する専門的事項に関する科目」については10単位、「各教科の指導法に関する科目」については5単位を短期大学の専攻科において修得しなければなりません。
- 4 上記のほか、単位の修得方法については、「第3章」を参照してください。

(4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第5)

受けようとする 免許状の種類		中学校(職業実習)教諭								
		専修免許状	一種免許状		二種免許状					
基礎資格		中学校教諭一種免許状(職業実習)を有していること。	中学校教諭二種免許状(職業実習)を有していること。	大学において職業実習に関する学科を専攻して、学士の学位を有し、1年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	大学に2年以上在学し、職業実習に関する学科を専攻して、3年以上その学科に関する実地の経験を有し、技術優秀と認められること。	中学校助教諭免許状(職業実習)を有していること。	高等学校又は中等教育学校の職業課程を卒業し、中学校助教諭免許状(職業実習)を有していること。			
在職年数		3	3	4		6	7	8	6	
合計(所要単位数)		15	15	10	(単位不要)	(単位不要)	20	15	10	10
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第4条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕(備考1)		職業の教科に係る各科目につき各1単位以上を修得すること。	同左			同左		同左	
	小計		10	5			10	8	5	5
各教科の指導法に関する科目(備考3)	各教科の指導法に関する科目(備考3)									
	小計(第二欄)									
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の基礎的理解に関する科目 教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的、経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)						全ての事項にわたること。			
	小計(第三欄)		2	2			4	2	2	2
各教科の指導法に関する科目	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 道徳の理論及び指導法 総合的な学習の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法									
	小計(第四欄)		2	2			3	2	2	2
選択科目(第二欄～第四欄の科目)			1	1			3	3	1	1
小計(第二欄～選択科目)			5	5			10	7	5	5
大学が独自に設定する科目(備考4)		15								
免許法の適用条項		別表第5	同左	同左(イ)	同左(ロ)	同左(ハ)			別表第5備考4号	
免許法施行規則の適用条項		16条	同左	同左	同左	同左			同左	

備考

- 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、[附表1]の第1欄の免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目をいいます。
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考3)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、中学校の「職業実習」の教科の指導法の単位を修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」については、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

- (5) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により中学校教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			中学校教諭二種免許状		
基礎資格			小学校教諭普通免許状を有していること。	高等学校教諭普通免許状を有していること。(備考2)	
在職年数(備考3)			3	3	
科目名			単位数		
教科に関する専門的事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第4条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕	10		
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法(備考5)	2	2
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法		1
			生徒指導の理論及び方法	2	2
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
	進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。		
大学が独自に設定する科目(備考4)				4	
合計			14	9	

備考 1 各単位は、認定課程（前記（1）備考3）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。

2 高等学校教諭普通免許状を有する者が次の表の中学校教諭二種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の教科の高等学校教諭普通免許状を有する必要があります。（免許法施行規則 第18条の3第2項）

中学校教諭二種免許状の教科	高等学校教諭普通免許状の教科
国語	国語
社会	地理歴史又は公民
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
技術	工業又は情報
家庭	家庭
外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）	外国語（英語その他外国語ごとに応ずる。）
宗教	宗教

3 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において、基礎資格の教科を担当する教諭又は講師（基礎資格にかかる特別支援学校の相当部の教諭又は講師を含む。）として在職することが必要となります。

4 「大学が独自に設定する科目」については、免許教科に応じ次の表のとおり教科に関する科目〔附表1〕の単位を含めて修得することが必要となります。（免許法施行規則 第18条の2備考3号）

受けようとする中学校免許状の教科	有する高等学校普通免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
国語	国語	書道（書写を中心とする。）	1以上
社会	地理歴史	「法律学、政治学」	1以上
		「社会学、経済学」	1以上
		「哲学、倫理学、宗教学」	1以上
	公民	日本史及び外国史	1以上
		地理学（地誌を含む。）	1以上
理科	理科	物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験	1以上
美術	美術	工芸	1以上
技術	工業又は情報	木材加工（実習を含む。）	1以上
		生物育成	1以上

注 「」内の単位の修得は、このうち1以上の科目にわたること。
また、（ ）の内容も含めて修得すること。

5 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。（免許法施行規則 第18条の2備考2号）

- 6 学校教育法施行規則第79条の9第1項の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す小学校、中学校、義務教育学校、学校教育法（昭和22年法律第26号）第71条の規定により中学校における教育と一貫した教育を施す高等学校、中等教育学校、特別支援学校の中学部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。

基礎資格			小学校教諭普通免許状			高等学校教諭普通免許状		
在職年数（備考8）			1	2	3	1	2	
教科に関する専門的事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第3条第1項に定められている第2欄の科目〔附表1〕		7	5	5			
基礎的理解に関する科目 各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	2	1	1	1	1
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	道徳の理論及び指導法				1	1
			生徒指導の理論及び方法					
			教育相談（カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。）の理論及び方法	2	2	1	1	1
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
大学が独自に設定する科目（備考7）						3	2	
合計			11	8	7	6	5	

- 7 「大学が独自に設定する科目」は、備考4により修得することとなりますが、最低修得単位が2単位の場合は、2分野をそれぞれ1単位以上修得することも可能とします。

- 8 別表第8の最低在職年数（備考3の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。

[附表1] 中学校教諭免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目

(免許法施行規則第4条第1項)

免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)
国語	・国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ・国文学(国文学史を含む。) ・漢文学 ・書道(書写を中心とする。)
社会	・日本史・外国史 ・地理学(地誌を含む。) ・「法律学、政治学」 ・「社会学、経済学」 ・「哲学、倫理学、宗教学」
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ
理科	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・物理学実験・化学実験・生物学実験・地学実験
音楽	・ソルフェージュ ・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ・指揮法 ・音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)
美術	・絵画(映像メディア表現を含む。) ・彫刻 ・デザイン(映像メディア表現を含む。) ・工芸 ・美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)
保健体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ・生理学(運動生理学を含む。) ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)

免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)
保健	・生理学・栄養学 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
技術	・材料加工(実習を含む。) ・機械・電気(実習を含む。) ・生物育成 ・情報とコンピュータ
家庭	・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ・被服学(被服実習を含む。) ・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ・住居学 ・保育学
職業	・産業概説 ・職業指導 ・「農業、工業、商業、水産」 ・「農業実習、工業実習、商業実習、水産実習、商船実習」
職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理
英語	・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解
宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」

免許法別表第1、3、4、5、8(小学校教諭普通免許状を基礎資格とする場合のみとする。)により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる各科目について、一般的包括的な内容を含めそれぞれ1単位以上を修得すること。

「」内の単位の修得は、このうち1以上の科目にわたること。ただし、職業の教科中「農業、工業、商業、水産」の修得については、このうち2以上の科目について各2単位以上を修得すること。

英語以外の外国語は、英語の例によること。

3 高等学校教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)		
高等学校 教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)		
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)		
		科目名 (備考2)	専修	一種
教科及び教科の指導法 に関する科目	教科に関する 専門的事項	当該免許教科に係る教科に関する科目 それぞれ定める教科に関する専門的事項に関する科目についてそれぞれ1単位以上修得すること。[附表2](免許法施行規則 第5条表備考1号)	20	20
	各教科の 指導法	情報通信技術の活用を含むこと。	4	4
教育の基礎的理解に関する科目 (備考4、5)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想		10 (4)	10 (4)
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5、6)	総合的な探求の時間の指導法		8 (5)	8 (5)
	特別活動の指導法			
	教育の方法及び技術			
	情報通信技術を活用した教育の理論及び方法			
	生徒指導の理論及び方法			
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法		全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。	
教育実践に関する科目 (備考7~10)	教育実習		3(2)	3(2)
	教職実践演習		2	2
大学が独自に設定する科目(備考12)			36	12
合 計			83	59

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科及び教職に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 - 3 「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「総合的な探求の時間の指導法」、「特別活動の指導法」、「教育の方法及び技術」並びに「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」は、学校教育法施行規則第84条に規定する高等学校学習指導要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第5条表備考2号）
 - 4 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 6 「情報通信技術を活用した教育の理論及び方法」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第3条表備考4の2号）
 - 7 「教育実習」の単位は、高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）及び中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中等部を含む。）の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第5条表備考3号）
 - 8 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（高等学校以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 9 「教育実習」の単位数には、1単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 10 中学校（義務教育学校の後期課程、中等教育学校の前期課程及び特別支援学校の中学部を含む。）又は高等学校（中等教育学校の後期課程及び特別支援学校の高等部を含む。）において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教科および教科の指導法に関する科目」のうち「各教科の指導法（情報通信技術の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第4条表備考8号）
 - 11 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」並びに「教職実践演習」についてはそれぞれ2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第5条表備考4号）
 - 12 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「教科に関する専門的事項に関する科目」、「各教科の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考第14号）
 - 13 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状に係る各科目の単位数から一種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状を取得しようとする者は、一種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

- 14 数学、理科、音楽、美術、工芸、書道、農業、商業、水産及び商船の各教科についての普通免許状については、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等の単位数（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考7号の規定を適用した後の単位数）のうちその半数までの単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができる。この場合において、各教科の指導法に関する科目にあつては1単位以上、その他の科目にあつては括弧内の数字以上の単位を修得するものとします。（免許法施行規則 第5条表備考5号）
- 15 工業の普通免許状の授与を受ける場合は、当分の間、各教科の指導法に関する科目及び教諭の教育の基礎的理解に関する科目等（専修免許状に係る単位数については、免許法別表第1備考7号の規定を適用した後の単位数）の全部又は一部の単位は、当該免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目について修得することができます。（免許法施行規則 第5条表備考6号）
- 16 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、「教科及び教科の指導法に関する科目」については8単位まで、「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については4単位まで、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第5条表備考7号）

(2) - 1 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭専修免許状	高等学校教諭一種免許状(備考5)											
基礎資格		高等学校教諭一種免許状を有していること。	免許法第5条第5項但し書きによる高等学校助教諭免許状を有していること。											
在職年数		3	5	6	7	8	9	10	11	12	3	4	5	6
合計(所要単位数)		15	45	40	35	30	25	20	15	10	25	20	15	10
教科に関する専門的 事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕(備考1)	各科目につき各1単位以上を修得すること。											
		小計	10	9	8	7	6	5	4	3	5	5	4	3
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目(備考3)	各教科の指導法											
		小計(第二欄)	3	3	3	2	2	1	1					
	第三欄	教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想、教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)、教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)、幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程、特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解、教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)											
		小計(第三欄)	5	4	4	4	3	3	3	2	3	3	3	2
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法、特別活動の指導法、教育の方法及び技術、情報通信技術を活用した教育の理論及び方法、生徒指導の理論及び方法、教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法、進路指導及びキャリア教育の理論及び方法											
	小計(第四欄)	4	4	3	3	3	3	2	2	4	3	2	2	
小計(第二欄～第四欄)			12	11	10	9	8	7	6	4	7	6	5	4
大学が独自に設定する科目(備考4)		15	8	8	7	6	5	5	5	3	8	7	6	3
その他の科目(備考5)			15	12	10	8	6	3			5	2		
免許法の適用条項		別表第3、同表備考4号	別表第3、同表備考7号											
免許法施行規則の適用条項		11条	同左											
			11条備考3号 12条前段											

備考

- 「教科に関する専門的事項に関する科目」は、[附表2]の第1欄の免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる科目をいいます。
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状を受けようとする者は、「教科に関する専門的事項に関する科目」及び「各教科の指導法に関する科目」又は「教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。免許法施行規則 第11条第2項)
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

(2) - 2 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

受けようとする 免許状の種類		高等学校教諭一種免許状 (備考2)																																					
基礎資格		保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。											2年制の看護師養成施設を卒業して保健師助産師看護師法第7条による看護師免許を有し、かつ昭和29年改正法附則7項による「保健」の高等学校助教諭免許状を有していること。																	昭和29年改正法附則第7項による高等学校助教諭免許状を有していること。									
在職年数		4	5	6	7	8	9	10	11	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26		
合計(所要単位数)		45	40	35	30	25	20	15	10	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10	90	85	80	75	70	65	60	55	50	45	40	35	30	25	20	15	10		
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕(備考1)	各科目につき各1単位以上を修得すること。			2科目につき各1単位以上を修得すること。			各科目につき各1単位以上を修得すること。											2科目につき各1単位以上を修得すること。			各科目につき各1単位以上を修得すること。										2科目につき各1単位以上を修得すること。							
	小計	10	9	8	7	6	5	4	3	13	12	11	10	9	8	7	6	5	4	3	20	19	18	17	16	15	14	13	12	10	9	8	7	6	5	4	3		
各教科の指導法に関する科目(備考3)	各教科の指導法																																						
	小計(第二欄)	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	3	3	3	2	2	1	1		4	4	4	4	4	3	3	3	2	2	1	1							
教育の基礎的理解に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全への 対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)	全ての事項にわたること。			全ての事項にわたること。											全ての事項にわたること。			全ての事項にわたること。																				
	小計(第三欄)	6	5	4	4	3	3	3	2	7	7	7	6	5	5	5	4	4	4	3	9	8	8	8	7	7	7	6	6	5	5	4	4	4	3	3	2		
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	総合的な探究の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び 方法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法																																						
	小計(第四欄)	3	3	3	3	3	3	2	2	5	4	3	3	3	2	2	2	2	1	1	11	11	10	8	8	8	6	6	6	5	5	5	4	4	4	3	2		
小計(第二欄～第四欄)		12	11	10	9	8	7	6	4	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4	24	23	22	20	19	18	16	15	14	12	11	10	9	8	7	6	4		
大学が独自に設定する科目(備考4)		8	8	7	6	5	5	5	3	11	10	9	8	8	7	6	5	5	3	16	15	14	14	12	11	10	9	8	8	8	7	6	5	5	5	3			
その他の科目(備考5)		15	12	10	8	6	3			20	18	16	15	12	10	8	6	3		30	28	26	24	23	21	20	18	16	15	12	10	8	6	3					
免許法の適用条項		別表第3											同左										別表第3 附則8項																
免許法施行規則の適用条項		附則35項・36項											同左										附則11項																

備考については(2) - 1を参照してください。

(3) 次の表の基礎資格を有する者が、それぞれの他の教科に係る所要単位を修得した場合は、教育職員検定により当該他の教科の免許状を受けることができます。

(免許法別表第4)

受けようとする免許状の種類		高等学校教諭専修免許状		高等学校教諭一種免許状			
基礎資格		高等学校教諭専修免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状を有し、かつ取得しようとする教科の高等学校教諭一種免許状を有していること。	高等学校教諭専修免許状又は高等学校教諭一種免許状を有していること。	免許法第16条の4による高等学校教諭一種免許状を有していること。		
					「柔道」又は「剣道」を有し、「保健体育」の授与を受ける。	「情報技術」、「建築」、「インテリア」又は「デザイン」を有し、「工業」の授与を受ける。	「情報処理」又は「計算実務」を有し、「商業」の授与を受ける。
教科に関する専門的事項	取得しようとする教科の、各科目につき免許法施行規則第4条第1項(附表2)に定められている第2欄の科目	各科目について、各1単位以上を修得すること。		各科目について、各1単位以上を修得すること。	各科目について、各1単位以上を修得すること。 ただし、以下の科目は修得したものとみなす。 ・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。)	同左	同左
	小計	20		20	16	16	16
各教科の指導法に関する科目							
		4		4	3	3	3
大学が独自に設定する科目(備考2)		24	24				
合計(所要単位数)		48	24	24	19	19	19
免許法の適用条項		別表第4	別表第4備考2	別表第4	同左	同左	同左
免許法施行規則の適用条項		15条	同左	同左	15条4項	同左	同左

- 備考 1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状の授与を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、受けようとする教科についての「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合は、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 4 上記のほか、単位の修得方法については、「第3章」を参照してください。

(4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第5、附則第9項)

受けようとする 免許状の種類		高等学校(実習)教諭								
		専修免許状	一種免許状(備考4)							
基礎資格		高等学校教諭 一種免許状 (実習)を有し ていること。	大学において当該実習に 係る学科を専攻して、学士 の学位を有し、1年以上そ の実地の経験を有し、技術 優秀と認められること。	免許法第5条第5 項但し書きによる 高等学校助教諭 免許状(実習)を 有していること。	昭和29年改正法 附則第7項による 高等学校助教諭 免許状(実習)を 有していること。	大学において当該実習に 係る学科を専攻し、短期大 学士の学位を有すること又 は文部科学大臣がこれと 同等以上と認める資格を有 すること。	高等専門学校 において当該 実習に係る学 科を専攻し、準 学士の称号を 有すること。	高等学校に おいて当該 実習に係る学 科を修め て卒業したこ と。	当該実習に係 る実地の経験 を9年以上有し ていること。	
在職年数		3		3	6	3	3	6	3	
合計(所要単位数)		15	(単位不要)	10	10	10	10	10	10	
教科に関する専門的 事項に関する科目	各科目につき、免許法施行規則第5条第1 項に定められている第2欄の科目〔附表2〕			各科目につき各1 単位以上を修得 すること。	同左	同左	0	同左	同左	
	小計			5	5	5	5	5	5	
各教科の指 導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的 理解に関する科目	第一欄	各教科の指 導法に関する 科目	各教科の指導法							
		小計(第二欄)								
	第二欄	教育の基礎 的理解に関 する科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的事 項(学校と地域との連携及び学校安全への 対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラ ム・マネジメントを含む。)							
		小計(第三欄)			2	2	2	2	2	
	第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の指 導法及び生 徒指導、教 育相談等に 関する科目	総合的な探求の時間の指導法 特別活動の指導法 教育の方法及び技術 情報通信技術を活用した教育の理論及び方 法 生徒指導の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な 知識を含む。)の理論及び方法 進路指導及びキャリア教育の理論及び方法							
		小計(第四欄)			2	2	2	2	2	
		小計(第二欄～第四欄)			4	4	4	4	4	
	大学が独自に設定する科目(備考3)		15							
	選択科目(第二欄～第四欄の科目)				1	1	1	1	1	1
	免許法の適用条項		別表第5	別表第5(イ)	同左(ロ)	同左 昭和29年改正法 附則8項	附則9項(イ)	同左(ロ)	同左(ハ)	同左(ニ)
免許法施行規則の適用条項		16条		16条	同左	附則5項	同左	同左	同左	

備考

- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 「各教科の指導法に関する科目」については、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。
- 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「教科に関する専門的事項に関する科目」又は「各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目」について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。
- 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

- (5) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により高等学校教諭一種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類			高等学校教諭一種免許状
基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。
在職年数(備考3)			3
科目名			単位数
教科に関する専門的事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕	
各教科の指導法に関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目(備考4)	各教科の指導法
	第四欄	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	生徒指導の理論及び方法
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法
		進路指導及びキャリア教育の理論及び方法	2 全ての事項にわたること。
大学が独自に設定する科目(備考5)			8
合計			12

備考 1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。

- 2 中学校教諭専修又は一種免許状を有する者が次の表の高等学校一種免許状の授与を受けようとする場合は、次の表の教科の中学校教諭専修又は一種免許状を有する必要があります。(免許法施行規則 第18の3第1項)

高等学校一種免許状の教科	中学校教諭専修又は一種免許状の教科
国語	国語
地理歴史又は公民	社会
数学	数学
理科	理科
音楽	音楽
美術	美術
保健体育	保健体育
保健	保健
工業又は情報	技術
家庭	家庭
外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)	外国語(英語その他外国語ごとに応ずる。)
宗教	宗教

- 3 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において基礎資格の教科を担当する教諭又は講師（基礎資格にかかる特別支援学校の相当部の教諭又は講師を含む。）として在職することが必要となります。
- 4 「各教科の指導法に関する科目」の修得単位は、それぞれ受けようとする免許教科ごとに修得しなければなりません。（免許法施行規則 第18条の2備考2号）
- 5 「大学が独自に設定する科目」については、免許教科に応じ次の表のとおり教科に関する科目の単位を含めて修得することが必要となります。（免許法施行規則 第18条の2備考3号）

受けようとする高等学校教諭一種免許状の教科	有する中学校教諭専修又は一種免許状の教科	教科に関する専門的事項に関する科目	単位数
地理歴史 公民	社会	免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕の中で受けようとする教科のうち1以上の科目	1以上
情報	技術	情報システム	1以上
		情報通信ネットワーク	1以上
		マルチメディア表現・マルチメディア技術	1以上
工業	技術	工業の関係科目	2以上
		工業の職業指導	2以上

注（ ）の内容も含めて修得すること。

- 6 学校教育法第71条の規定により高等学校における教育と一貫した教育を施す中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校の高等部において、教員として良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する在職年数のある者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は次のとおりとします。

基礎資格			中学校教諭専修又は一種免許状を有していること。		
在職年数（備考7）			1	2	
教科に関する専門的 事項に関する科目		各科目につき、免許法施行規則第5条第1項に定められている第2欄の科目〔附表2〕			
各教科の指導法に関する科目	第二欄	各教科の指導法に関する科目	各教科の指導法	1	1
	第四欄	生徒指導、教育相談及び進路指導等に関する科目	生徒指導の理論及び方法	全ての事項にわたること。	全ての事項にわたること。
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法		
進路指導及びキャリア教育の理論及び方法					
大学が独自に設定する科目			6	4	
合計			9	6	

※単位の修得については、上記備考によること。

- 7 別表第8の最低在職年数（備考3の在職年数）へ算入した年数は、本表の在職年数に含めることはできません。

[附表2]高等学校教諭免許状に係る教科に関する専門的事項に関する科目

(免許法施行規則第5条第1項)

免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)	免許教科 (第1欄)	教科に関する専門的事項に関する科目 (第2欄)
国語	・国語学(音声言語及び文章表現に関するものを含む。) ・国文学(国文学史を含む。) ・漢文学	保健	・「生理学、栄養学、微生物学、解剖学」 ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)
地理歴	・日本史 ・外国史 ・人文地理学・自然地理学 ・地誌	看護	・「生理学、生化学、病理学、微生物学、薬理学」 ・看護学(成人看護学、老年看護学及び母子看護学を含む) ・看護実習
公民	・「法律学(国際法を含む。)、政治学(国際政治を含む。)」 ・「社会学、経済学(国際経済を含む。)」 ・「哲学、倫理学、宗教学、心理学」	家庭	・家庭経営学(家族関係学及び家庭経済学を含む。) ・被服学(被服実習を含む。) ・食物学(栄養学、食品学及び調理実習を含む。) ・住居学 ・保育学
数学	・代数学 ・幾何学 ・解析学 ・「確率論、統計学」 ・コンピュータ	情報	・情報社会(職業に関する内容を含む。) ・情報倫理 ・コンピュータ・情報処理 ・情報システム ・情報通信ネットワーク ・マルチメディア表現・マルチメディア技術
理科	・物理学 ・化学 ・生物学 ・地学 ・「物理学実験、化学実験、生物学実験、地学実験」	農業 工業 商業 水産 商船	・当該教科の関係科目 ・当該教科の職業指導
音楽	・ソルフェージュ ・声楽(合唱及び日本の伝統的な歌唱を含む。) ・器楽(合奏及び伴奏並びに和楽器を含む。) ・指揮法 ・音楽理論・作曲法(編曲法を含む。) ・音楽史(日本の伝統音楽及び諸民族の音楽を含む。)	福祉	・社会福祉学(職業指導を含む。) ・高齢者福祉・児童福祉・障害者福祉 ・社会福祉援助技術 ・介護理論・介護技術 ・社会福祉総合実習(社会福祉援助実習及び社会福祉施設等における介護実習を含む。) ・人体構造に関する理解・日常生活行動に関する理解 ・加齢に関する理解・障害に関する理解
美術	・絵画(映像メディア表現を含む。) ・彫刻 ・デザイン(映像メディア表現を含む。) ・美術理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統美術及びアジアの美術を含む。)	職業指導	・職業指導 ・職業指導の技術 ・職業指導の運営管理
工芸	・図法・製図 ・デザイン ・工芸制作(プロダクト制作を含む。) ・工芸理論・デザイン理論・美術史(鑑賞並びに日本の伝統工芸及びアジアの工芸を含む。)	英語	・英語学 ・英語文学 ・英語コミュニケーション ・異文化理解
書道	・書道(書写を含む。) ・書道史 ・「書論、鑑賞」 ・「国文学、漢文学」	宗教	・宗教学 ・宗教史 ・「教理学、哲学」
保健体育	・体育実技 ・「体育原理、体育心理学、体育経営管理学、体育社会学、体育史」・運動学(運動方法学を含む。) ・生理学(運動生理学を含む。) ・衛生学・公衆衛生学 ・学校保健(小児保健、精神保健、学校安全及び救急処置を含む。)		

免許法別表第1、3、4、5により免許状の授与を受ける場合の単位の修得方法は、表の第1欄に掲げる免許教科の種類に応じ、第2欄に掲げる各科目について、一般的包括的な内容を含めそれぞれ1単位以上を修得すること。

「」内の単位の修得は、このうち1以上の科目にわたること。

英語以外の外国語は、英語の例によること。

4 幼稚園教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)			
幼稚園教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)			
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)			
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること。(大学又は指定員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)			
科目名 (備考3)		専修	一種	二種	
領域及び保育内容の指導法に関する科目	領域に関する専門的事項	健康 人間関係 環境 言葉 表現 上記のうち、1以上の科目について修得すること。 (免許法施行規則 第2条表備考1号)	16	16	12
	保育内容の指導法 (備考3)	保育内容の指導法 (情報機器及び教材の活用を含む。)			
教育の基礎的理解に関する科目 (備考4、5)		教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想 ----- 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) ----- 教育に関する社会的、制度的又は経営的事項 (学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。) ----- 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程 ----- 特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解 ----- 教育課程の意義及び編成の方法 (カリキュラム・マネジメントを含む。)	10 左の全ての事項にわたること。	10 同左	6 同左
道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5)		教育の方法及び技術 (情報機器及び教材の活用を含む。) ----- 幼児理解の理論及び方法 ----- 教育相談 (カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	4 左の全ての事項にわたること。	4 同左	4 同左
教育実践に関する科目 (備考6～8)		教育実習	5	5	5
		教職実践演習	2	2	2
大学が独自に設定する科目 (備考13)			38	14	2
合計			75	51	31

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したもの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための教科に関するものとして適当」と認めたもの。（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、教科及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 3 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」、「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」、「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」は、学校教育法施行規則第38条に規定する幼稚園教育要領に掲げる事項に即し、育成を目指す資質・能力を育むための主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善に資する内容並びに包括的な内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考2号）
 - 4 「教育の基礎的理解に関する科目」のうち、「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」については、1単位以上を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考3号）
 - 5 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第2条表備考4号）
 - 6 「教育実習」の単位は、幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）及び幼保連携型認定こども園の教育を中心としたものでなければなりません。（免許法施行規則 第2条表備考6号）
 - 7 「教育実習」の単位数には、教育実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園以外の学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
 - 8 「教育実習」の単位数には、2単位まで、学校体験活動（学校における授業、部活動等の教育活動その他の校務に関する補助又は幼児、児童若しくは生徒に対して学校の授業の終了後若しくは休業日において学校その他適切な施設を利用して行う学習その他の活動に関する補助を体験する活動であって教育実習以外のものをいう。）の単位を含むことができます。ただし、この場合において、教育実習に他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができません。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 9 幼稚園（特別支援学校の幼稚部を含む。）、小学校（義務教育学校の前期課程及び特別支援学校の小学部を含む。）又は幼保連携型認定こども園の教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「領域及び保育内容の指導法に関する科目」のうち「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」若しくは「教育実践に関する科目」（以下「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「教育実習」を除く。）の単位をもって「教育実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第2条表備考9号）
 - 10 「教育の基礎的理解に関する科目」については8単位（二種免許状取得の場合は6単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、「教育実習」については3単位まで、「教職実践演習」については2単位まで、他の学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考11号）
 - 11 「教育の基礎的理解に関する科目」に係る「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」並びに「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に係る「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」については2単位（二種免許状取得の場合は1単位）まで、小学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考12号）

- 12 保育内容の指導法に関する科目の単位のうち、半数までは、小学校教諭の普通免許状の授与を受ける場合の教科及び教科の指導法に関する科目のうち、「各教科の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」又は道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目のうち、「特別活動の指導法」の単位をもってあてることができる。（免許法施行規則 第2条表備考13号）
- 13 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、「領域に関する専門的事項に関する科目」、「保育内容の指導法に関する科目」若しくは「教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」、大学が加えるこれらに準ずる科目又は第21条の2第1項の規定による指定大学が加える科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第2条表備考14号）
- 14 専修免許状又は一種免許状授与の所要資格を得るために必要な科目の単位のうち、専修免許状又は一種免許状に係る「領域及び保育内容の指導法に関する科目」、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」の単位数から2種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数までは、指定大学が加える科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第2条表備考15号）
- 15 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状又は二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第3)

	受けようとする 免許状の種類	幼稚園教諭 専修免許状	幼稚園教諭一種免許状 (備考3)	幼稚園教諭二種免許状	幼稚園教諭二種免許状	備考
	基礎資格	幼稚園教諭 一種免許状を 有している こと。	幼稚園教諭二種免許状を 有していること。	①大学に3年以上在学 かつ93単位以上修得 ②大学に2年以上在学 及び大学の専攻科に1 年以上在学かつ93単 位以上修得 上記いずれかに該当 し、幼稚園教諭二種免 許状を有していること。	幼稚園助教諭免許状を 有していること。	1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によ るほか、他の課程(免許法認定講習等)にお いても修得することができます。 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に 設定する科目」は、「領域に関する専門的事 項に関する科目」又は「保育内容の指導法に 関する科目又は教諭の教育の基礎的理解に 関する科目」のうち1以上の科目について、大 学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。) において修得した単位でなければなりません。 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位に ついては、短期大学(相当程度を含む。)に おいて修得した単位は含むことができませ ん。ただし、短期大学の専攻科(学位規則 第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・ 学位授与機構が定める要件を満たすものに限 る。)において修得した単位については、含める ことができます。(免許法 別表第3備考5号) 4 一種免許状又は二種免許状を受けようとする 者は、「領域に関する専門的事項に関する科目」及び「保育内容の指導法に関する科目又は 教諭の教育の基礎的理解に関する科目」以外の 科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深 い教養を身につけるよう努めなければなりません。 (免許法施行規則 第11条第2項) 5 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定 方法については、「第3章」を参照してください。
	在職年数	3	5 6 7 8 9 10 11 12	3 4 5 6	6 7 8 9 10 11 12 #	
	合計(所要単位数)	15	45 40 35 30 25 20 15 10	25 20 15 10	45 40 35 30 25 20 15 #	
領域に 関する 専門的 科目	健康					
	人間関係 環境 言葉 表現		左記のうち、1以上の領域に 関する専門的事項に関する 科目について修得すること。	同左	同左	
	小計		4 4 4 3 2 2 2	1	2 2 2 1 5 4 4 3 3 2 2 1	
教保 論育 の内 容	第二欄	保育内容の指 導法に関する 科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の 活用を含む。)			
		小計(第二欄)		6 6 6 5 5 4 4	2 2 2 1 14 13 12 11 9 7 5 3	
教育 の指 導法 的理 解に 関す る科 目	第三欄	教育の基礎的 理解に関する 科目	教育の理念並びに教育に関する歴史・思想 教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。) 教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全 への対応を含む。) 幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習の過程 特別の支援を必要とする幼児、児童及び 生徒に対する理解 教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)	全ての事項に わたること。		全ての事項に わたること。
		小計(第三欄)		11 9 7 6 4 4 3	7 6 5 4 11 10 9 8 7 6 5 4	
科 又 は 目 的 科 目	第四欄	道徳、総合的な 学習の時間等 の指導法及び 生徒指導、教育 相談等に関する 科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活 用を含む。) 幼児理解の理論及び方法 教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識 を含む。)の理論及び方法	全ての事項に わたること。		全ての事項に わたること。
		小計(第四欄)		3 3 3 3 3 3 3	3 3 3 2 5 4 3 3 3 3 2	
	小計(第二欄～第四欄)		20 18 16 14 12 11 10	7 12 11 10	7 30 27 24 22 19 16 13 9	
	大学が独自に設定する科目(備考2)	15	6 6 5 5 5 4 3	2	6 5 3 2	
	その他の科目(備考4)		15 12 10 8 6 3		5 2 10 9 7 5 3 2	
	免許法の適用条項	別表第3、 同表備考4号	別表第3、 同表備考7号	同左	同左	
	免許法施行規則の適用条項	11条	同左	11条備考3号 12条前段	11条	

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により幼稚園教諭二種免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第8)

受けようとする免許状の種類				幼稚園教諭 二種免許状	
基礎資格				小学校教諭普通免許状を有していること。	
在職年数(備考2)				3	
科目名				単位数	
的理解に関する科目等	保育内容の指導法に関する科目等	第二欄	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	6
				合計	6

- 備考
- 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
 - 基礎資格を取得した後、基礎資格となる免許状又は授与を受けようとする免許状に係る学校等において教諭又は講師(基礎資格にかかる特別支援学校の小学部の教諭又は講師を含む。)として在職することが必要となります。
 - 幼稚園、特別支援学校の幼稚部、幼保連携型認定こども園において、教員として1年以上良好な成績で勤務した旨の実務成績証明者の証明を有する者が、所要単位の軽減を受ける場合の修得方法は、上記表に掲げる所要単位の半数の単位を修得するものとします。(免許法施行規則 第18条の2備考4号)
 - 別表第8の最低在職年数(備考2の在職年数)へ算入した年数は、備考3の在職年数に含めることはできません。

- (4) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法附則第18項)

受けようとする免許状の種類			幼稚園教諭一種及び二種免許状	幼稚園教諭一種及び二種免許状
基礎資格 (備考2)			児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること	児童福祉法第18条の6第1号に規定する指定保育士養成施設を卒業していること又は同法第18条の8第1項に規定する保育士試験若しくは国家戦略特別区域法第12条の5第6項に規定する国家戦略特別区域限定保育士試験に合格していること
在職年数(備考3)			3年かつ勤務時間の合計が4,320時間以上	(備考4)
科目名			単位数	
解目保育 又は 内容の 指論の 指導 法の 基礎 的理 科	保育内容の指導法に関する科目	保育内容の指導法(情報機器及び教材の活用を含む。)	2(備考6)	1(備考7)
	教育の基礎的理解に関する科目	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)	2	2
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	2	2
		教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	1	1
	道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	(備考6)	(備考7)
幼児理解の理論及び方法		1	—	
合計			8	6

- 備考1 単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 学士の学位を有する場合は幼稚園教諭一種免許状、短期大学士・専門学校卒等の場合は幼稚園教諭二種免許状(高等学校を卒業していない者を除く。)が授与されます。
- 3 対象となる実務経験は以下の職員として、良好な成績で勤務した経験となります。
- (1) 幼稚園(特別支援学校の幼稚部を含む。)において、専ら幼児の保育に従事する職員(幼児の保育に直接携わらない勤務は除く。)
 - (2) 幼保連携型認定こども園において園児の教育及び保育に従事する職員
 - (3) 次の施設における保育士(国家戦略特別区域法第12条の4第5項に規定する事業実施区域内にある施設にあっては、保育士又は当該事業実施区域に係る国家戦略特別区域限定保育士)

- ア 認可保育所
- イ 認定こども園
- ウ 小規模保育事業（A型、B型に限る。）を行う施設
- エ 事業所内保育事業を行う施設（利用定員が6人以上であるものに限る。）
- オ 公立の認可外保育施設
- カ へき地保育所
- キ 幼稚園併設型認可外保育施設
- ク 認可外保育施設（認可外保育施設指導監督基準を満たすもの）

※ ウ〜クにあつては、乳児又は幼児を専ら一時的に預かり又は宿泊させ必要な保護を行うものを除きます。

- 4 保育士等としての実務経験が3年以上、かつ勤務時間の合計が4,320時間以上に加えて、幼保連携型認定こども園において保育教諭等としての実務経験が2年以上、かつ勤務時間の合計が2,880時間以上の在職年数を満たす必要があります。
- 5 「教育に関する社会的、制度的又は経営的事項」の学修にあつては、日本国憲法の内容（とりわけ第26条（教育を受ける権利））が取り扱われるよう留意してください。取り扱われていない場合は、上記のほか日本国憲法の内容の修得が必要です。
- 6 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて2単位修得してください。
- 7 「保育内容の指導法（情報機器及び教材の活用を含む。）」及び「教育の方法及び技術（情報機器及び教材の活用を含む。）」を合わせて1単位修得してください。
- 8 免許法附則第18項による幼稚園教諭の普通免許状の授与の特例については、改正認定こども園法の施行の日から起算して15年を経過する日（令和12年3月31日）までの間とします。

5 養護教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第2)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)				
養護教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)				
	一種免許状	イ. 学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。) ロ. 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に半年以上在学すること。 ハ. 保健師助産師看護師法第7条第3項の規定により看護師の免許を受け、文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関に1年以上在学すること。				
	二種免許状	イ. 短期大学士の学位を有すること(大学又は指定教員養成機関に2年以上在学し、62単位以上修得を含む。)又は文部科学大臣の指定する養護教諭養成機関を卒業すること。 ロ. 保健師助産師看護師法第7条第1項の規定により保健師の免許を受けていること。(養護及び教職に関する科目の単位は不要。ただし、免許法施行規則第66条の6の科目の単位は必要。) ハ. 保健師助産師看護師法第51条第1項の規定に該当すること又は同条第3項の規定により保健師の免許を受けていること。(所要単位については、二種免許状のロに同じ。)				
科目名 (備考2)		専修	一 種			二種
			イ	ロ	ハ	イ
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)	4	4	3以上	2以上	2
	学校保健	2	2		2以上	1
	養護概説	2	2		2以上	1
	栄養学(食品学を含む。)	2	2		2以上	2
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法	2	2	—	—	2
	解剖学・生理学	2	2	—	—	2
	「微生物学、免疫学、薬理概論」	2	2	—	—	2
	精神保健	2	2	—	—	2
	看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)	10	10	—	—	10
	教育の基礎的理解に関する科目(備考8、9)	8	8	2以上	2以上	5
	全ての事項にわたること。	同左	—	—	全ての事項にわたること。	
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	—	—	—	—	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	—	—	—	—	
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目(備考8、9)	6	6	—	—	3	
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探求の時間並びに特別活動に関する内容	全ての事項にわたること。	同左	—	—	
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)	—	—	—	—	
	生徒指導の理論及び方法	—	—	—	—	
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法	—	—	—	—	
教育実践に関する科目	5	5	2以上	2以上	4	
	養護実習(備考4、5)	2	2	—	—	
	教職実践演習	—	—	—	—	
大学が独自に設定する科目(備考6)		31	7	—	—	4
合 計		80	56	12	22	42

- 備考 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
- ※ 平成23年3月31日以前において、保健師の免許を有すること（ロまたはハの規定）により養護教諭二種免許状を取得した者が、養護教諭一種免許状を別表第2で取得する場合は、免許法施行規則第66条の6の単位（日本国憲法、体育、外国語コミュニケーション並びに数理、データ活用及び人工知能に関する科目又は情報機器の操作）を修得する必要があります。
- 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
- (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものである。
- (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための養護及び教職に関する科目として適当」と認めたものである。
- （上記(1)及び(2)の「認定課程」には、養護及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
- なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
- 3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第9条表備考2号）
- 4 「養護実習」の単位数には、養護実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考7号）
- 5 養護教諭、養護助教諭又は免許法施行規則第69条の2に規定する職員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」（以下、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」という。）（「養護実習」を除く。）の単位をもって「養護実習」の単位に替えることができます。（免許法施行規則 第9条表備考3号）
- 6 専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
- また、「大学が独自に設定する科目」の単位については、専修免許状の取得にあっては養護に関する科目又は養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等のうち1以上の科目について、一種免許状及び二種免許状の取得にあっては養護に関する科目若しくは養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等又は大学が加えるこれらに準ずる科目のうち1以上の科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第9条表備考6号）
- 7 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合これらの所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
- また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）
- 8 「教育の基礎的理解に関する科目」にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあっては2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条表備考4号）
- 9 「教育の基礎的理解に関する科目」にあっては6単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」にあっては8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）まで、栄養教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条備考5号）

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法別表第6)

受けようとする免許状の種類		養護教諭専修免許状(備考3)					養護教諭一種免許状(備考3)					養護教諭二種免許状				
基礎資格		養護教諭一種免許状を有していること。					養護教諭二種免許状を有していること。					別表第2(ロ)の項による養護教諭二種免許状を有していること。				
基礎資格		養護教諭一種免許状を有していること。					養護教諭二種免許状を有していること。					別表第2(ロ)の項による養護教諭二種免許状を有していること。				
基礎資格		養護教諭一種免許状を有していること。					養護教諭二種免許状を有していること。					別表第2(ロ)の項による養護教諭二種免許状を有していること。				
在職年数		3	3	4	5	1	1	6	7	8	9	10	1未	満		
合計(所要単位数)		15	20	15	10	10	10	30	25	20	15	10	10	10		
養護に関する科目	衛生学・公衆衛生学(予防医学を含む。)		2	2	1	1	1	2	2	2	2	1	1	1		
	学校保健		1	2科目に	1	同左	同左	1	1	1	1	1	1	同左		
	養護概説		1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1		
	健康相談活動の理論・健康相談活動の方法		1	1	1	1	1	2	1	1	1	1	1	1		
	栄養学(食品学を含む。)		2	1	1	1	1	2	2	2	2	2	1	1		
	解剖学・生理学		1	同左	同左	同左	同左	2	2	1	1	1	1	同左		
	「微生物学、免疫学、薬理概論」		1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	同左		
	精神保健		1	1	1	1	1	2	2	1	1	1	1	同左		
看護学(臨床実習及び救急処置を含む。)																
小計			8	6	4	4	4	14	12	10	8	4	4			
養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等	教育の基礎的理解に関する科目															
	教育に理念並びに教育に関する歴史及び思想															
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び生徒に対する理解															
特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解																
教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)																
教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)																
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)																
小計			2	2	2	1	1	4	3	3	3	2	1			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目																
道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容																
教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)																
生徒指導の理論及び方法																
教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法																
小計			4	3	2	2	2	4	4	3	2	2	2			
小計			6	5	4	3	3	8	7	6	5	4	3			
大学が独自に設定する科目(備考2)		15	2	2	2	1	1	2	2	2	2	2	1			
その他の科目(備考4)			4	2		2	2	6	4	2			2			
免許法の適用条項	別表第6	同左				別表第6備考1	同左						別表第6備考2			
免許法施行規則の適用条項	17条1項	同左				17条3項	12条後段 17条表備考						17条3項			

- 備考1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「養護に関する科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5号)
- 4 一種免許状又は二種免許状を受けようとする者は、「養護に関する科目」及び「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」以外の科目の単位を修得するに当たっては、幅広く深い教養を身につけるよう努めなければなりません。(免許法施行規則 第17条第2項)
- 5 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

6 栄養教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第2の2)

免許状の種類		基礎資格 (備考1)		
栄養教諭	専修免許状	修士の学位を有すること及び栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。		
	一種免許状	学士の学位を有すること、かつ、栄養士法第2条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること又は同法第5条の3第4号の規定により指定された管理栄養士養成施設の課程を修了し、同法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること。		
	二種免許状	短期大学士の学位を有すること(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合(栄養士養成施設(2年制以上の専門学校等)の卒業等)を含む。)、かつ、栄養士法第2条第1項の規定により栄養士の免許を受けていること又は同条第3項の規定により管理栄養士の免許を受けていること。		
科目名 (備考2)		専修	一種	二種
栄養に係る教育に関する科目	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	4 全ての事項にわたること。	4 同左	2 同左
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項			
	食生活に関する歴史的及び文化的事項			
	食に関する指導の方法に関する事項			
教育の基礎的理解に関する科目 (備考5、6)	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	8 全ての事項にわたること。	8 同左	5 同左
	教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運営への対応を含む。)			
	教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と地域との連携及び学校安全への対応を含む。)			
	幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程			
	特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解			
道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目 (備考5、6)	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネジメントを含む。)	6 全ての事項にわたること。	6 同左	3 同左
	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並びに特別活動に関する内容			
	教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含む。)			
教育実践に関する科目	生徒指導の理論及び方法	2	2	2
	教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含む。)の理論及び方法			
栄養教育実習 (備考4)		2	2	2
教職実践演習		2	2	2
大学が独自に設定する科目 (備考7)		24	—	—
合計		46	22	14

- 備考
- 1 基礎資格として、「日本国憲法」2単位、「体育」2単位、「外国語コミュニケーション」2単位並びに「数理、データ活用及び人工知能に関する科目」又は「情報機器の操作」2単位を、大学又は指定教員養成機関において修得していることを要します。（免許法施行規則 第66条の6）
 - 2 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
 - (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものである。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための栄養に係る教育及び教職に関する科目として適当」と認めたものである。（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、栄養に係る教育及び教職に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
 なお、一種免許状に係る各科目の単位数は、短期大学の課程及び短期大学の専攻科（学位規則第6条第1項に規定する独立行政法人大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。）の課程においても修得することができます。ただし、この場合において、その単位数から二種免許状に係る各科目の各単位数をそれぞれ差し引いた単位数については、短期大学の専攻科の課程において修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考8号）
 - 3 「道徳、総合的な学習の時間等の指導法及び生徒指導、教育相談等に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含む場合にあっては、「教育の基礎的理解に関する科目」に「教育課程の意義及び編成の方法（カリキュラム・マネジメントを含む。）」の内容を含むことを要しません。（免許法施行規則 第9条表備考2号）
 - 4 「栄養教育実習」の単位数には、栄養教育実習に係る事前及び事後の指導（幼稚園、小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校、専修学校、社会教育に関する施設、社会福祉施設、児童自立支援施設及びボランティア団体における教育実習に準ずる経験を含む。）の1単位を含みます。（免許法施行規則 第2条表備考8号）
 - 5 「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については2単位まで、幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条表備考4号）
 - 6 「教育の基礎的理解に関する科目」については6単位（二種免許状の場合は4単位）まで、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」については8単位（二種免許状の場合は4単位）まで、養護教諭の免許状の授与を受ける場合のそれぞれの科目の単位（現に修得した単位のみ）をもってあてることができます。（免許法施行規則 第9条備考5号）
 - 7 専修免許状に係る「栄養に係る教育又は教職に関する科目」の単位数は、当該単位数から一種免許状に係る当該単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。
 また、専修免許状に係る「大学が独自に設定する科目」の単位については、栄養に係る教育に関する科目若しくは大学が加えるこれに準ずる科目（管理栄養士学校指定規則別表第1に掲げる教育内容に係るものに限る。）又は「教育の基礎的理解に関する科目」、「道徳、総合的な学習の時間等の内容及び生徒指導、教育相談等に関する科目」又は「教育実践に関する科目」のうち1以上の科目について、単位を修得しなければなりません。（免許法 別表第1備考7号、免許法施行規則 第10条表備考2号）
 - 8 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらの免許状に係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。
 また、専修免許状若しくは一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状若しくは二種免許状に係る各科目の単位数を上限として、専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～3項）

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第6の2)

受けようとする 免許状の種類 基礎資格		栄養教諭 専修免許状	栄養教諭一種免許状 (備考3)							栄養教諭二種免許状を 有していること。	栄養教諭二種免許状を 有し、かつ栄養士法第 2条第3項の規定により 管理栄養士の免許を 受けていること。
在職年数		3	3	4	5	6	7	8	9	1年未満の期間を含む。	
合計(所要単位数)		15	40	35	30	25	20	15	10	8	
内 1 指 管 容 に 定 理 に 掲 規 栄 係 げ 則 養 る 別 士 科 教 表 学 目 育 第 校	基礎栄養学		2	1							
	応用栄養学		6	6	5	4	3	2	1		
	栄養教育論		6	6	5	4	3	2	1		
	臨床栄養学		8	7	6	5	4	3	2		
	公衆栄養学		4	3	3	3	2	2	1		
	給食経営管理論		4	3	3	2	2	1			
	総合演習		2	1							
	小計		32	27	22	18	14	10	5		
目 関 栄 す 教 養 る 育 に 科 に 係	栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項				全ての 事項に わたること。	同左	同左	同左	同左	同左	全ての事項にわたること。
	幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項										
	食生活に関する歴史的及び文化的事項										
	食に関する指導の方法に関する事項		2	2	2	2	2	2	2	2	2
小計		2	2	2	2	2	2	2	2	2	
養護教諭・栄養教諭の教育の 基礎的理解に関する科目等	第三欄 教育の基 礎的理解 に関する科 目	教育の理念並びに教育に関する歴史及び 思想									
		教職の意義及び教員の役割・職務内容 (チーム学校運営への対応を含む。)									
		教育に関する社会的、制度的又は経営的 事項(学校と地域との連携及び学校安全へ の対応を含む。)									
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学 習に過程									
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生 徒に対する理解									
教育課程の意義及び編成の方法(カリキュ ラム・マネジメントを含む。)											
小計(第三欄)		2	2	2	2	2	1	1	1	3	
第四欄	道徳、総合 的な学習の 時間等の内 容及び生徒 指導、教育 相談等に関 する科目	道徳、総合的な学習の時間及び総合的な 探究の時間並びに特別活動に関する内容									
		教育の方法及び技術(情報機器及び教材 の活用を含む。)									
		生徒指導の理論及び方法									
教育相談(カウンセリングに関する基礎的 な知識を含む。)の理論及び方法											
小計(第四欄)		3	3	3	2	1	1	1	1	3	
選択科目(第三欄～第四欄の科目)		1	1	1	1	1	1	1	1		
小計(第三欄～選択科目)		6	6	6	5	4	3	3	3	6	
大学が独自に設定する科目(備考2)		15									
免許法の適用条項	別表第6 の2	同左								別表第6の2備考	
免許法施行規則の適用条項	17条の2	同左								17条の2第2項	

- 備考1 各単位は、認定課程(前記(1)備考2)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 2 専修免許状を受ける場合の「大学が独自に設定する科目」は、「栄養に係る教育に関する科目」又は「大学が加えるこれに準ずる科目」又は「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」のうち1以上の科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度を含む。)において修得した単位でなければなりません。
- 3 一種免許状の授与を受ける場合の単位については、短期大学(相当程度を含む。)において修得した単位は含むことができません。ただし、短期大学の専攻科(学位規則第6条第1項に規定する(独)大学改革支援・学位授与機構が定める要件を満たすものに限る。)において修得した単位については、含めることができます。(免許法 別表第3備考5)
- 4 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。

- (3) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法附則第17項)

受けようとする 免許状の種類		栄養教諭一種免許 状	栄養教諭二種免許 状
基礎資格 ※ 学校給食法第7条に規定する職員のうち 栄養教諭以外の者に限る		管理栄養士の免許 を受けていること 又は管理栄養士養 成施設の課程を修 了し栄養士の免許 を受けていること	栄養士の免許を受 けていること又は 管理栄養士の免許 を受けているこ と。
在職年数(備考3)		3	3
科目名		単位数	
栄養に係る教育に関 する科目		栄養教諭の役割及び職務内容に関する事項	2
		幼児、児童及び生徒の栄養に係る課題に関する事項	2
		食生活に関する歴史的及び文化的事項	全ての事項にわた ること。
		食に関する指導の方法に関する事項	
科目等 養護教諭・栄養教諭の 教育の基礎的理 解に関する	第二欄 科目 教育の基礎的理 解に関する	教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想	1
		教職の意義及び教員の役割・職務内容(チーム学校運 営への対応を含む。)	
		教育に関する社会的、制度的又は経営的事項(学校と 地域との連携及び学校安全への対応を含む。)	
		幼児、児童及び生徒の心身の発達及び学習の過程	
		特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する 理解	
	教育課程の意義及び編成の方法(カリキュラム・マネ ジメントを含む。)	いずれか1以上の 事項について修得 すること。	
	第三欄 指導、総合的な学習の時間等内容及び生徒 指導、教育相談等に関する科目		道徳、総合的な学習の時間及び総合的な探究の時間並 びに特別活動に関する内容
			教育の方法及び技術(情報機器及び教材の活用を含 む。)
			生徒指導の理論及び方法
			教育相談(カウンセリングに関する基礎的な知識を含 む。)の理論及び方法
第四欄	栄養教育実習(備考2)	1	1
選択科目(第二欄～第四欄の科目)		5	3
合計		10	8

- 備考 1 単位は、認定課程（前記(1)備考2）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。
- 2 「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」の第四欄の「栄養教育実習」の単位は、免許法第3条の2に規定する非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）として1年以上栄養の指導に関し良好な成績で勤務した旨の実務証明責任者の証明を有する者については、経験年数1年について1単位の割合で、「養護教諭・栄養教諭の教育の基礎的理解に関する科目等」（第二欄～第三欄）（第四欄を除く。）の単位をもってこれに替えることができます。（免許法施行規則 附則第6項表備考第4号）
- 3 他の教諭又は養護教諭の普通免許状を有する者は、在職年数が1年未満のときも、当該在職年数を満たすものとみなします。（免許法 附則第17項備考第2号）
また、当該者の単位の修得方法は、「栄養に係る教育に関する科目」について2単位を修得するものとします。（免許法施行規則 附則第6項表備考第5号）
- 4 栄養教諭免許状を既に取得している場合は、附則第17項を適用することはできません。

7 特別支援学校教諭免許状

- (1) 次の基礎資格を有する者が、それぞれの所要単位を修得した場合に授与されます。(免許法別表第1)
 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。

免許状の種類		基礎資格 (備考1)						
特別支援学校教諭	専修免許状	修士の学位を有すること。(大学(短期大学を除く。)の専攻科又は大学院の課程に1年以上在学し、30単位以上修得を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
	二種免許状	小学校、中学校、高等学校又は幼稚園の教諭の普通免許状を有すること。						
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修	一種	二種		
特別支援教育に関する科目	第一欄	特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域	2	2	2		
	第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	1	1	8
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		8	8	4	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的、肢体又は病弱	1	1	1	
			心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		4	4	2	
第三欄	免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考9)	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目 心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	全領域	5	5	3		
第四欄	心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習(備考7)		全領域	3	3	3		
選択科目(備考8)				24	—	—		
合計				50	26	16		

- 備考 1 各科目の単位は、次のいずれかのものでなければなりません。（免許法 別表第1備考5、6号）
- (1) 文部科学大臣が「当該免許状の授与の所要資格を得させるための課程として適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得したものの。
 - (2) 認定課程以外の課程において修得したもので、当該者の在学する認定課程を有する大学が、「当該免許状の授与の所要資格を得させるための特別支援教育に関する科目として適当」と認めたもの。
（上記(1)及び(2)の「認定課程」には、特別支援教育に関する科目の単位を修得させるために、大学（短期大学を除く。）が設置する修業年限を1年以上とする課程を含む。）
- 2 特別支援学校の教諭の普通免許状の授与を受ける場合の第一欄に掲げる科目の単位は、特別支援学校の教育に係る、心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育の理念並びに教育に関する歴史及び思想並びに心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育に係る社会的、制度的又は経営的事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考1号）
- 3 第二欄に掲げる科目の単位の修得方法は、特別支援教育領域のうち、1又は2以上の免許状教育領域（授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域をいう。次項において同じ。）について、それぞれ次の(1)又は(2)に定める単位を修得しなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考2号）
- (1) 視覚障害者又は聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目（以下「心理等に関する科目」という。）並びに当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目（以下「教育課程等に関する科目」という。）について合わせて8単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては4単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
 - (2) 知的障害者、肢体不自由者又は病弱者（身体虚弱者を含む。以下同じ。）に関する教育の領域を定める免許状の授与を受けようとする場合にあっては、当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する心理等に関する科目及び当該領域に関する教育課程等に関する科目について合わせて4単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては2単位）以上（当該心理等に関する科目に係る1単位以上及び当該教育課程等に関する科目に係る2単位（二種免許状の授与を受ける場合にあっては1単位）以上を含む。）
- 4 教育課程等に関する科目は、各特別支援教育領域に関する自立活動に関する内容を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考3号）
- 5 知的障害者に関する教育の領域に関する科目は、そのカリキュラム・マネジメントを含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考4号）
- 6 第三欄に掲げる科目は、視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者及び複数の種類の障害を併せ有する者に関する教育並びにその他障害により教育上特別の支援を必要とする者（発達障害者を含む。）に対する教育に関する事項のうち、免許状教育領域に関する事項以外の全ての事項を含まなければなりません。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 7 第四欄に定める単位は、特別支援学校において、教員として1年以上良好な成績で勤務した経験がある場合には、その年数1年につき1単位の割合で、それぞれ第一欄から第三欄までに掲げる科目の単位をもって、これに替えることができます。（免許法施行規則 第7条表備考6号）
- 8 「選択科目」の単位は、第一欄から第四欄までに掲げる科目のほか、免許状教育領域の種類に応じ、大学の加える特別支援教育に関する科目についても修得することができます。（免許法施行規則 第7条第2項）
- 9 「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」については、①当該教員養成課程が認定を受ける特別支援教育領域として定めた領域以外の領域に関する内容、及び、②特別支援教育領域（5領域）以外の領域（「重複・LD等領域」という。）に関する内容の双方を含むことが必要です。
なお、②については、重複障害、言語障害、情緒障害（自閉症を含む）、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）に関する内容を含みます。（免許法施行規則 第7条表備考5号）
- 10 専修免許状に係る各欄の単位数のうち、その単位数から一種免許状の同欄の単位数を差し引いた単位数（24単位）については、大学院の課程又は大学（短期大学を除く。）の専攻科の課程において修得したものでなければなりません。（免許法 別表第1備考7号）
- 11 専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者が、一種免許状若しくは二種免許状を有する場合又はこれらに係る所要資格を得ている場合は、一種免許状又は二種免許状の欄の単

位数は既に修得したものとみなします。この場合の単位の修得方法は、専修免許状又は一種免許状に係る各科目の単位数から二種免許状に係る各科目の単位数を差し引いた単位数について修得しなければなりません。

また、専修免許状又は一種免許状を取得しようとする者は、一種免許状若しくは二種免許状の授与を受けるために修得した科目の単位を、一種免許状又は二種免許状に係る各科目の単位数を上限として専修免許状又は一種免許状の取得のための各単位数に含めることができます。（免許法施行規則 第10条の2第1～第3項）

第2章 免許状の取得方法

(2) 次の表の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。(免許法別表第7)

受けようとする 免許状の種類		特別支援学校教諭(備考1)			
		専修免許状	一種免許状		二種免許状
基礎資格		当該学校の教諭の一種免許状を有していること。	当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	昭和29年改正前の別表第1又は別表第7による当該学校の教諭の二種免許状を有していること。	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有していること。
在職年数(備考5)		3	3	3	3
合計(所要単位数)		15	6	4	6
特別支援教育に関する科目 (備考2)	第一欄 特別支援教育の基礎理論に関する科目	全領域			
	第二欄 特別支援教育領域に関する科目(備考2) ※「中心となる領域」であること。 ※「視覚」又は「聴覚」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」をそれぞれ1単位以上修得すること。	視覚又は聴覚	1	1	1
	※「知的」、「肢体」又は「病弱」については、当該領域に関する「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の両方の事項にわたり1単位以上修得すること。	知的、肢体又は病弱	1	1	1
	第三欄 免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目(備考2、7) ※「中心となる領域」もしくは「含む領域」いずれも可。ただし、重複・LDは「中心となる領域」であること。	全領域	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。	左の全ての事項にわたること。
特別支援教育に関する科目(備考4)		15	—	—	—
免許法の適用条項		別表第7	同左	別表第7・昭和29年改正法附則17	別表第7
免許法施行規則の適用条項		18条	同左	同左	同左

- 備考 1 「特別支援教育領域」とは、学校教育法第71条に規定する視覚障害者、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者又は病弱者(身体虚弱者を含む。)に関するいずれかの教育の領域をいいます。
- 2 第二欄の科目の単位は、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域に応じたものでなければなりません。(免許法施行規則第7条表備考2号)
第三欄の科目の単位は、重複・LD等領域の他、授与を受けようとする免許状の特別支援教育領域以外の領域全てを含まなければなりません。(免許法施行規則 第7条表備考5号)
※「重複・LD等領域」～特別支援教育領域(5領域)以外の領域に関する内容(重複障害、言語障害、情緒障害(自閉症を含む)、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)に関する内容を含む。)
- 3 単位は、認定課程(前記(1)備考1)によるほか、他の課程(免許法認定講習等)においても修得することができます。
- 4 専修免許状の授与を受ける場合の「特別支援教育に関する科目」は、免許法施行規則第7条第1項の表第一欄、第二欄、第三欄に掲げる科目及びその他大学等の加える科目について、大学院又は大学の専攻科(相当程度の認定講習等を含む。)において修得した単位でなければなりません。(免許法施行規則 第7条第2項)
- 5 在職年数とは、その授与を受けようとする免許状に定められることとなる特別支援教育領域を担当する教員として勤務した年数でなければなりません(基礎となる免許状を取得した以降を在職年数として扱います)。(免許法 別表第7備考)
ただし、二種免許状を受ける場合にあっては、基礎資格に掲げる学校の教員として勤務した年数を通算することができます。
- 6 上記のほか、単位の修得及び在職年数の算定方法については、「第3章」を参照してください。
- 7 第三欄の科目は、各領域ごとに「心理等に関する科目」及び「教育課程等に関する科目」の双方の含むことが必要です。
- 8 旧免許法の養護学校に関する単位は、「知的」、「肢体」又は「病弱」のうち、いずれか1つの領域しか読み替えることはできません。

第2章 免許状の取得方法

(3) 特別支援学校教諭免許状に、新教育領域を追加する方法は、以下のとおりです。

① 免許法施行規則第7条第4項(学位と単位の修得により追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第4項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	一種免許状	学士の学位を有すること。(文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた場合を含む。)及び幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
	二種免許状	幼稚園、小学校、中学校又は高等学校の教諭の普通免許状を有すること。					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	8	1	4
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		2		1	

- 備考 1 追加の定めを受けようとする新教育領域の種類に応じ、単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第4項)
- 2 新教育領域の追加のために必要な単位は、免許状の授与を受けた際または過去に新教育領域の追加の定めを受けた際に修得した単位をもってこれに替えることができます。
この場合、免許法施行規則第7条表第三欄に掲げる科目について修得した単位数が同欄に定める最低修得単位数に不足することとなるときは、その不足する単位数と同数以上の単位を修得しなければなりません。(免許法施行規則 第7条第5項)
- 3 一種免許状に新教育領域の追加の定めを受けようとする者が、当該領域を定めた二種免許状を所持している場合、当該領域を定めた二種免許状に係る所要資格を得ている場合、特別支援学校教諭二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けることができるものである場合には、二種免許状に当該領域の追加の定めを受けるために必要な単位数は、既に修得したものとみなします。(免許法施行規則 第10条の2第4項)
- 4 一種免許状に、新教育領域を追加の定めを受けようとする者が、当該新教育領域を定めた二種免許状の授与を受けるために修得した単位、又は二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるために修得した科目の単位を含めることができます。ただし、二種免許状に当該新教育領域の追加の定めを受けるためにそれぞれ必要な単位数を上限とします。(免許法施行規則 第10条の2第5項)

② 免許法施行規則第7条第6項(教育職員検定により新教育領域の追加を行う場合)

次の基礎資格を有する者が、追加しようとする新教育領域の種類に応じ、免許法施行規則第7条表備考第2号イ又はロに定める単位を修得した場合に、追加の定めを受けることができます。(免許法施行規則 第7条第6項)

免許状の種類		基礎資格					
特別支援学校教諭	専修免許状 一種免許状	特別支援学校の教員(ただし、当該免許状に定められている特別支援教育領域又は追加の定めを受けようとする新教育領域を担当する教員に限る。)					
	二種免許状	特別支援学校の教員(幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校又は幼保連携型認定こども園の教員を含む。)					
在職年数(備考5)		1					
科目名		左の科目に含めるべき科目	担任可能領域	専修、一種	二種		
特別支援教育に関する科目 第二欄	特別支援教育領域に関する科目	心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚又は聴覚	1	4	1	2
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的肢体又は病弱	1	2	1	1
		心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目		1		1	

- 備考 1~4 前記(3)①に同じ。
- 5 実務の検定としては、特別支援学校の教員(上記基礎資格の教員含む。)として、1年間良好な成績で勤務した旨の実務成績証明責任者の証明を有することを必要とします。(免許法施行規則 第7条第6項第3号)

8 特別支援学校自立教科等教諭免許状

(1) 次の基礎資格を有している者は、当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第64条)

授与を受けようとする免許状の種類		基礎資格		
特別支援学校自立教科教諭	一種免許状	理療	イ 特別支援学校の教員養成機関の理療科を卒業し、かつ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有していること。 ロ 医師免許を受けていること。	
		理学療法	イ 次に掲げる科目の単位を含めて計26単位以上修得し、かつ、理学療法士免許を有していること。 ① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ② 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 8単位以上 ③ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 13単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る5単位以上を含む。） ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	
		音楽	特別支援学校の教員養成機関の音楽科を卒業したこと。	
		特殊技芸	美術	特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科を卒業したこと。
			工芸	
	被服			
	二種免許状	理療	特別支援学校の教員養成機関の理療科に1年以上在学し、かつ、あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許又はきゅう師免許を有していること。	
		理学療法	イ 次に掲げる科目の単位を含めて計16単位以上修得し、かつ、理学療法士免許を有していること。 ① 特別支援教育の基礎理論に関する科目 2単位以上 ② 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目 4単位以上 ③ 視覚障害者に関する教育の領域に関する科目又は視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目 7単位以上（視覚障害者に関する教育の領域以外の領域に関する科目に係る3単位以上を含む。） ④ 心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習 3単位以上	
		音楽	特別支援学校の教員養成機関の音楽科に1年以上在学したこと。	
		特殊技芸	美術	特別支援学校の教員養成機関の特殊技芸科に1年以上在学したこと。
工芸				
被服				

(2) 次の基礎資格を取得した後、それぞれの在職年数と所要単位を充足した場合は、教育職員検定により当該免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第64条)

授与を受けようとする免許状の種類	基礎資格	在職年数	特殊教育に関する科目				計
			免許法施行規則第7条表第一欄に定める特別支援教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育領域に関する科目	特別支援教育領域に関する科目（心理等に関する科目）	当該教科に関する科目（備考3）	
特別支援学校自立教科教諭 一種免許状	理療	5	3 (いずれか1以上の科目)	—	—	7	10
	理学療法	5	3 (いずれか1以上の科目)	—	—	—	3
	音楽	10	—	—	—	—	—
	理容	10	—	—	—	—	—
	特殊技芸 美術 工芸 被服	10	—	—	—	—	—
特別支援学校自立教科教諭 二種免許状	理療	5	4	—	2	9	15
	理学療法	5	4	—	2	—	6
	音楽	5	4	—	2	4	10
	理容	5	—	—	—	—	—
	特殊技芸 美術 工芸 被服	5	4	—	2	4	10

- 備考
- 1 単位は、認定課程（前記7の(1)の備考1）によるほか、他の課程（免許法認定講習等）においても修得することができます。
 - 2 特殊教育に関する科目は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ視覚障害者に関する教育又は聴覚障害者に関する教育を中心とした科目について修得しなければなりません。（免許法施行規則 第64条第2項表備考第3号）
 - 3 「当該教科に関する科目」は、理療の免許教科にあっては理療に関する科目、音楽の免許教科にあっては音楽に関する科目、特殊技芸にあってはその免許教科（美術、工芸、被服）に係る教科に関する専門的事項に関する科目をいいます。
 - 4 在職年数は、授与を受けようとする免許状の種類に応じ、それぞれ免許状に定められた教育領域の教員としての勤務年数でなければなりません。

第2章 免許状の取得方法

9 特別支援学校自立活動教諭免許状

次の免許状に係る特殊教育教員資格認定試験に合格した者は、それぞれの免許状の授与を受けることができます。

(免許法第17条の2、同法施行規則第63条の2・65条の2)

免許状の種類	内容
特別支援学校自立活動教諭一種免許状	視覚障害教育
	聴覚障害教育
	肢体不自由教育
	言語障害教育

第2節 臨時免許状の取得方法

臨時免許状は、学校において普通免許状を有する者を採用することができないと認められる場合に限り、免許状の種類に応じ次の表の所要資格を有し、教育職員検定に合格した場合、免許状の授与を受けることができます。

免許状の種類	所要資格		適用規定
小学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
中学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
	実習	3 職業実習に関し、6年以上実地の経験を有していること。	昭和29年改正法附則第20項
	職業	4 無線通信士、海技士等の資格を有していること。	施行法第2条第1項第20、20の3号
高等学校 助教諭免許状	1 大学に2年以上在学し、62単位以上を修得していること。 2 高等専門学校を卒業していること。 3 旧国立工業教員養成所又は旧国立養護教諭養成所を卒業していること。		免許法第5条第5項 ただし書き
	4 高等学校を卒業していること。 5 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		昭和29年改正法附則第7項
	実習	6 看護、家庭、農業、工業、商業、水産又は商船の実習に関し、9年以上実地の経験を有していること。	昭和29年改正法附則第21項
	工業	7 無線通信士、海技士等の資格を有していること。	施行法第2条第1項第20、20の3号

免許状の種類	所要資格		適用規定
養護 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
	3 准看護師免許を有していること。 4 旧規則による保健師又は看護師免許を有していること。		免許法附則第7項
特別支援 学校 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項
特別支援 学校 自立教科 助教諭免許状	理 療	1 あん摩マッサージ指圧師免許、はり師免許及びきゅう師免許を有していること。	免許法施行規則第65条第1項
	理 学 療 法	2 理学療法士免許を有していること。	
	音 楽	3 特別支援学校（聴覚障害）高等部の音楽専攻科を卒業していること。	
	理 容	4 理容師又は美容師免許を有する者で、特別支援学校（聴覚障害）高等部の理容科の専攻科を卒業していること。 5 理容師又は美容師免許を有する者で、4年以上理容に関する実地の経験を有していること。	
	特 殊 技 芸	6 免許教科の種類に応じ、特別支援学校（聴覚障害）高等部の相当課程の専攻科を2年以上修了していること。 7 免許教科の種類に応じ、10年以上の実地の経験を有していること。	
幼稚園 助教諭免許状	1 高等学校を卒業していること。 2 高等学校を卒業した者と同等以上の資格を有していること。		免許法第5条第5項

第3節 特別免許状の取得方法

1 特別免許状制度について

(1) 制度の概要

学校教育の多様化への対応とその活性化を図ることをねらいとして、各種分野において優れた知識や技術を有する社会人等について、免許状の授与資格を得るのに必要な所定の教科・教職に関する科目の単位を修得しない者であっても、免許状を授与して教諭に任用するものとして、昭和63年の教育職員免許法の改正により制度化されたものです。

(2) 免許状の種類（担任できる教科）

学校種	教科
小学校	各教科
中学校	各教科
高等学校	各教科
特別支援学校	自立教科（理療、自立活動など）

※ 幼稚園の特別免許状はありません。

(3) 効力

その免許状を授与した授与権者（都道府県教育委員会）の置かれる都道府県においてのみ効力を有します。（免許法第9条第2項）

(4) 授与要件

次のいずれにも該当する者（免許法第5条第3項）

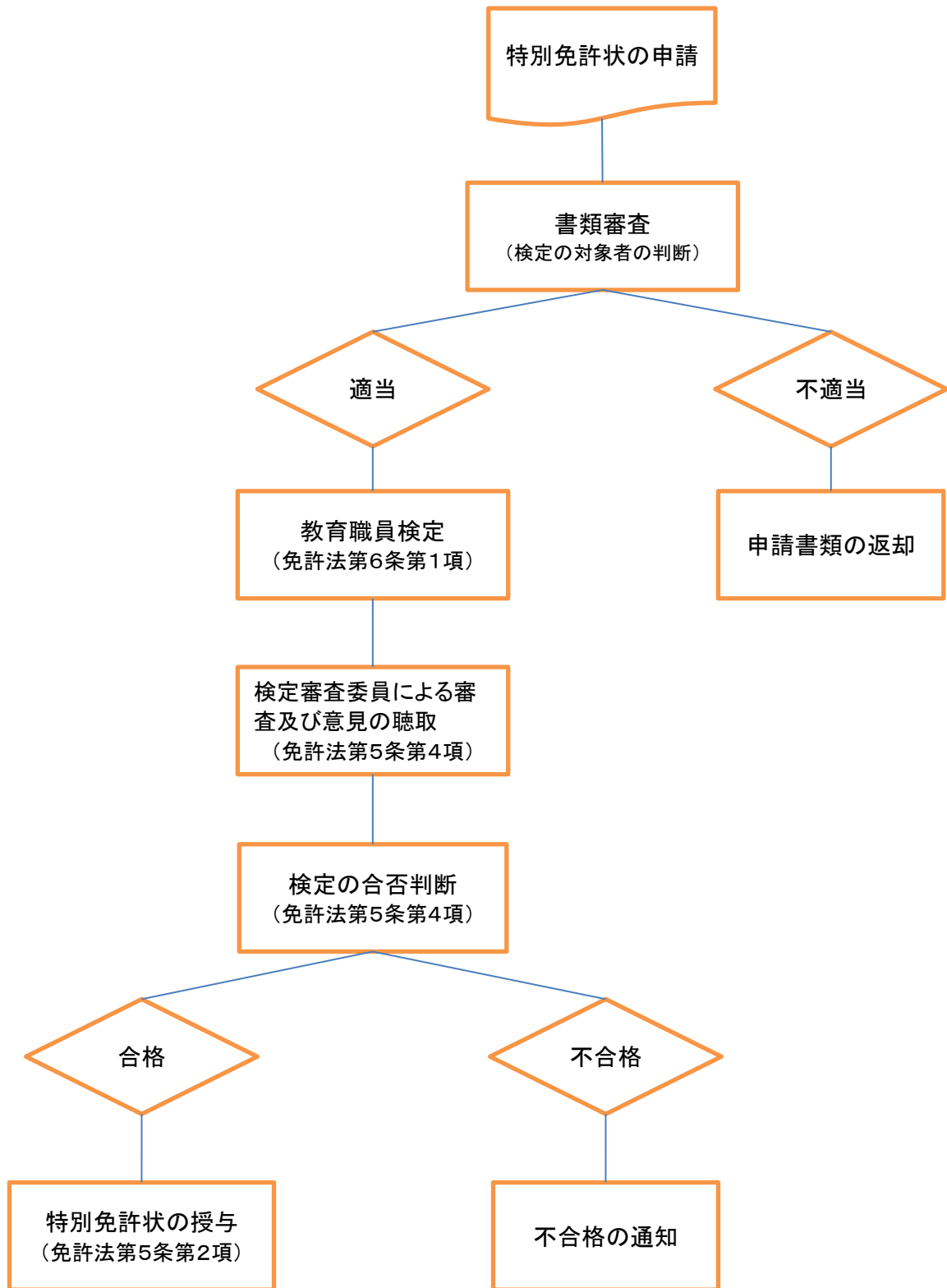
- ① 担当する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者
- ② 社会的信望があり、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者

(5) 授与手続

- ① 任命又は雇用しようとする者からの推薦（免許法第5条第3項）
- ② 授与権者による教育職員検定（免許法第5条第2項及び第6条第1項）

※ 教育職員検定の合否は、学校教育に関する学識経験者等の意見を聴取のうえ、決定することとなります。（免許法第5条第4項）

特別免許状授与手続きに関する事務フロー



第3章 単位の修得及び在職年数の算定

第1節 単位の修得

1 大学等の教員養成（免許法別表第1、第2）による場合

免許状の授与を受けるために必要とする各科目の単位は、文部科学大臣が、「当該免許状の所要資格を得させるために適当」と認めた課程（以下「認定課程」という。）において修得しなければなりません。（免許法第5条別表第1備考5）

認定課程は、次のうちから免許状の種類及び教科ごとに認定されています。

- (1) 大学の正規の課程
- (2) 大学院の課程
- (3) 大学の専攻科の課程
- (4) 大学の科目等履修生の課程
- (5) 文部科学大臣が指定した教員養成機関
- (6) 大学が設置する教職特別課程

なお、上記の単位には、免許状の授与を受けようとする者が認定課程以外の課程において修得した単位のうち、その者が在学する認定課程を有する大学が、「当該免許に係る教科に関する科目として適当」と認めたものについても合算することができます（免許法別表第1備考5ロ）。

2 教育職員検定による授与（免許法第6条別表第3～第8等）の場合

教育職員検定により、上種の免許状又は他の教科の免許状若しくは隣接校種の免許状の授与を受けようとする場合の単位は、前記1の課程のほか、免許状の種類に応じ、次の課程においても修得することができます。（免許法第6条別表第3備考6）

- (1) 免許法認定公開講座
- (2) 免許法認定講習
- (3) 免許法認定通信教育
- (4) 単位修得試験
- (5) 文部科学大臣が指定した養護教諭養成機関

ただし、上種の免許状、隣接校種の免許状、特別支援学校の免許状、免許法附則第9項、附則第17項、附則第18項による免許状の授与を受ける場合は、基礎免許状の授与又は基礎資格の取得の日以後に修得した単位でなければなりません。

第2節 在職年数の算定

1 在職年数の起算

教育職員検定により、上種の免許状、隣接校種の免許状、特別支援学校の免許状、免許法附則第9項、附則第17項、附則第18項による免許状の授与を受ける場合の在職年数は、基礎免許状の授与を受けた日又は基礎資格を取得した日から起算されます。

*例えば、臨時免許状を有する者が、免許法別表第3の規定により二種免許状の授与を受けた場合は、その後に免許法別表第3により一種免許状の授与を受けるための在職年数には、臨時免許状による在職年数は通算できません。

また、最低在職年数は2(1)の在職年数の期間でなければなりません。

2 在職年数の通算

前記1の在職年数は、授与を受けようとする免許状の種類により、次の職が通算されます。

(1) 最低在職年数に通算される職

免許状の種類	通 算 さ れ る 職	
小学校教諭	小学校の教員	ア 受けようとする免許状の種類に相当する義務教育学校の前期、後期課程、中等教育学校の前期、後期課程及び特別支援学校の各部の教員。 幼稚園教諭の免許状取得については、幼保連携型認定こども園の教諭等を含む。(免許法第6条別表第3、第5)
中学校教諭	中学校の教員	
高等学校教諭	高等学校の教員	イ 受けようとする隣接校種の免許状の基礎免許状の学校の教諭又は講師(相当する義務教育学校の前期、後期課程、中等教育学校の前期、後期課程及び特別支援学校の各部の教諭又は講師を含む。 小学校教諭の免許状取得については、幼保連携型認定こども園の教諭等を含む。(免許法第6条別表第8)
幼稚園教諭	幼稚園の教員	
中学校実習教諭	中学校の実習教員	ウ 受けようとする免許状の種類に相当する少年院、在外教育施設、外国の教育施設又はこれに準ずるものの課程の教育に従事する職(免許法施行規則第67条) エ 免許法附則第9項により高等学校実習教諭1種免許状の授与を受けようとする場合に限り、その教科に関する実習助手
高等学校実習教諭	高等学校の実習教員	
養護教諭	養護教員又は養護職員(免許法第6条別表第6備考4)	
特別支援学校教諭	特別支援学校の教員	2種免許状の授与を受ける場合に限り、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、幼稚園又は幼保連携型認定こども園の教員(免許法第6条別表第7)

* 最低在職年数とは、授与を受けようとする免許状の種類ごとに、免許法の各別表に掲げる最低在職年数をいいます。

(2) 上記(1)のほか、最低在職年数を超える年数に通算される職

免許状の種類	通 算 さ れ る 職
小学校教諭	校長、副校長、教頭、主幹教諭（幼保連携型認定こども園の主幹養護教諭及び主幹栄養教諭を含む。）、指導教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、教育長、指導主事及び社会教育主事の職（免許法施行規則第68、69条）
中学校教諭	
高等学校教諭	
幼稚園教諭	
中学校実習教諭	
高等学校実習教諭	
養護教諭	
栄養教諭	

3 在職年数を通算する際の留意事項

(1) 除算期間

上記2の在職期間であっても、次の期間は、在職年数には含まれません。

- ・ 休職の期間
- ・ 90日以上の病気による休暇の期間
- ・ 育児休業の期間
- ・ 戒告以上の処分の原因となる事実があった年度

(2) その他

ア 併任又は兼任の期間については、本務職によること。

イ 在職年数の算定は、辞令等に記載された日を起算日とし、年数をもって計算すること。

この場合、1年に満たない期間については、連続する在職期間ごとに月数（それぞれ1カ月に満たない期間は切り捨てること。）で計算し、その合計の12月をもって1年とすること。

* ただし、昭和63年改正法附則第10項の規定による場合は、従前の例によること。

第4章 相当免許状を要しない非常勤の講師の届出及び免許教科以外の教科の教授担任許可申請

1 相当免許状を要しない非常勤の講師（いわゆる特別非常勤講師）の届出について

(1) 制度の趣旨（免許法第3条の2）

学校教育において、特に必要があると認められる場合は、相当する教育職員免許状を有しない者であっても、当該内容に関し専門的な知識又は技能を有する者を、あらかじめ県教育委員会に届け出るにより非常勤講師に充てることができます。

ただし、担任できる事項及び担任期間等は、以下ようになります。

ア 担任できる事項

教科の領域の一部に係る事項又は小学校におけるクラブ活動に限られ、教科の領域の全部や特別活動を担任することはできないこと。

（例） 調理師免許所有者が調理実習を担当する場合など（この場合「家庭」という教科の領域の全部は担任できない。）

イ 担任期間

辞令書による採用期間を超えないこと。

ウ その他

届出により当該非常勤講師となった者は、担任事項に係る成績評価を行うことができる。また、職務に支障のない限り2校以上の兼務や他の職業に従事することができる。

(2) 届出方法

ア 届出期限

(ア) 4月1日付け採用となるもの

前年度末までで県教育委員会の定める期日（別途通知による）

(イ) 上記以外のもの

採用する日の1ヵ月前

イ 届出書類（「教育職員の免許状に関する規則（県教委規則）」第19条）

(ア) 相当免許状を有しない者を非常勤講師に充てるための届出書（第14号様式）

(イ) 非常勤講師に充てようとする者に係る次に掲げる書類

A 履歴書（第2号様式）

B 担当させる教科の領域の一部に係る事項又は教科に関する事項に関して、技能又は実務経験等を有することを証明する書類

2 免許教科以外の教科の教授担任許可申請

(1) 許可の内容

中学校又は高等学校、特別支援学校の中学部又は高等部において、ある教科の教授を担当すべき教員を採用することができないと認められる場合は、当該学校の校長及びその教科についての免許状を有しない教諭の申請により、授与権者（県教育委員会）が許可をし

た場合、一年以内の期間に限り、許可を受けた教諭はその教科の教授を担当することができます。(以下「免外担任」という。)(免許法附則第2項)

(2) 申請の方法

学校長及び教科担任予定教諭の連名により次の書類を作成し申請します。

ア 申請に必要な書類

- (ア) 免許教科以外の教科の教授担任許可申請書(県教委規則第15号様式)及び免許教科以外の教科の教授担任許可書
- (イ) 申請における説明書(付表1)
- (ロ) 教員組織及び教科担任表(付表2)

イ 申請書類の提出部数

各2部(県立学校及び私立学校は1部)

ウ 申請時期

- (ア) 年度当初の場合:別に指定された日。ただし、書類の申請月日は4月1日とする。
- (イ) 年度中途の場合:担任期間開始の1ヵ月前。

エ 申請書類の提出先

- (ア) 市町村立学校:所轄の教育事務所長(市町村教育委員会経由)
- (イ) 県立学校及び私立学校:県教育庁義務教育課長

(3) 免外担任をしようとする場合の注意事項

ア 教科の担任分担においては免外担任の発生を極力回避すること。

- イ 教科担任よりも校務分掌を優先させるためにする許可申請はできないこと。
- ウ 教員相互の担任時間数の平均化を図るためにする許可申請はできないこと。
- エ 免外担任をする教諭は、有する免許教科についても必ず担任しなければならないこと。
なお、原則として、有する免許状の教科の担任の方が主となるようにすること。
- オ 新採用教諭の免外担任許可は、原則としてしないこと。
- カ 教諭1人あたりの免外担任教科数は、2教科を越えないこと。
ただし、中学校の特別支援学級及び特別支援学校の教諭はこの限りではない。
- キ 免外担任は「教諭」に限るものであり、校長、教頭、助教諭、養護教諭及び講師については認められないこと。
教頭がやむを得ず免外担任を行う場合は、教諭の兼務発令が必要である。
- ク 1教科についての免外担任を分担する場合の担任者数は、その教科の時間数及び学級数に応じた必要最小の数とすること。
- ケ 中学校の普通学級にあつては、当該免許状を所有する教員が明らかに少ない場合を除き、免許状を所有する教員のいる教科については、原則として許可申請はしないこと。
- コ 中学校の特別支援学級における免外担任の場合は、特別支援学級担任教諭があたることが望ましいこと。
- サ 特別の理由により上記エ～カによりがたい場合は、申請書類提出先(上記(2)のエ)と事前に協議すること。

第5章 免許状の出願

1 出願書類の作成

(1) 書類は、免許状の出願一件ごとに作成しなければなりません。ただし、次の場合には書類の一部を省略することができます。

2以上の免許状の書き換えの出願をする場合において、必要とする戸籍抄本は出願件数にかかわらず1部提出すれば足りるものとします。

(2) 各証明書等の書類は、出願日前3ヶ月以内に発行されたものでなければなりません。(3ヶ月を超えた証明書を提出する場合は、事前に義務教育課に相談願います。)

2 手数料

(1) 手数料の額は、それぞれ次のように定められています。

出 願 の 種 類	手 数 料 の 額 (単位：円)		
	授 与	検 定	書 換 再交付
普通免許状の(再)授与	3,300	—	—
検定による普通免許状の授与	3,300	1,700	—
特別免許状の授与	3,300	1,700	—
臨時免許状の授与	1,800	1,700	—
免許状の書換	—	—	1,000
免許状の再交付	—	—	1,200
普通免許状の新教育領域の追加	3,300	—	—
普通免許状の検定による新教育領域の追加	3,300	1,700	—
臨時免許状の新教育領域の追加	1,800	1,700	—

(2) 手数料の納付方法

手数料は、所定額の**福島県収入証紙**を教育職員免許状授与願等の貼付欄に貼付する方法により納付します。(消印はしないこと。)

第6章 その他

1 免許状授与（交付）証明

免許状授与（交付）証明とは、免許法に基づく授与権者である福島県教育委員会が授与又は交付した免許状について証明をすることをいいます。

免許状の授与又は交付を受けた者で当該免許状の授与又は交付の証明を願い出る場合は、教育職員免許状授与（交付）証明願（県教委規則第20号様式）の書類を作成し県教育委員会に申請することにより、教育職員免許状授与（交付）証明書の交付を受けることができます。（県教委規則第23、24条）

2 特別支援学校関係

(1) 盲・聾・養護学校教諭免許状のみなし

(現行の教員免許状の種類)

(平成19年度より有することとみなされる教員免許状の種類)

盲学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（視覚障害者に関する教育の領域）
聾学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（聴覚障害者に関する教育の領域）
養護学校教諭免許状	⇒	特別支援学校教諭免許状（知的障害者に関する教育の領域） （肢体不自由者に関する教育の領域） （病弱者に関する教育の領域）

(2) 盲・聾・養護学校における在職年数

改正免許法別表第7により免許状の授与を受けようとする場合の最低在職年数について、次の表の左欄の学校種で勤務した在職年数を、右欄の新教育領域の在職年数として通算することができます。

学校種	教育領域
盲学校	視覚障害者に関する教育領域
聾学校	聴覚障害者に関する教育領域
養護学校	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育領域

(3) 新課程において新設された科目

新課程では「免許状に定められることとなる特別支援教育領域以外の領域に関する科目」

が新設されました。この科目を修得するにあたっては、重複・LD等領域の他、授与を受けようとする教育領域以外の領域全てを含まなければなりません。

例えば、視覚障害者の領域を取得したい場合、重複・LD等領域に加えて、聴覚障害者、知的障害者、肢体不自由者及び病弱者の領域全てを含んで修得する必要があります。

(4) 旧課程で修得した単位のみなし

旧課程で修得した左欄の科目の単位については、右欄の新課程の科目の単位としてみなすことができます。(次表)

ただし、養護学校に関する単位については、知的障害者・肢体不自由者・病弱者のうち、いずれか1つの領域の単位にしか読み替えることができません。また、科目の単位数を分割して複数(知的・肢体・病弱)の領域に充てることもできません。

8月省令による改正前の教育職員免許法施行規則第7条に規定する旧課程科目	8月省令による改正後の教育職員免許法施行規則第7条に規定する新課程科目
教育の基礎理論に関する科目	特別支援教育の基礎理論に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の心理、生理及び病理に関する科目
盲学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	視覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目

聾学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	聴覚障害者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目	知的障害者、肢体不自由者及び病弱者に関する教育の領域を定める免許状の授与を受ける場合の当該領域に関する心身に障害のある幼児、児童又は生徒の教育課程及び指導法に関する科目
盲学校、聾学校又は養護学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習	特別支援学校の教諭の免許状の授与を受ける場合の心身に障害のある幼児、児童又は生徒についての教育実習

令和6年度教育職員免許事務の手引

編 集 福島県教育庁義務教育課（教員免許担当）

電 話 024-521-7796（直通）

F A X 024-521-7968

電子メール gimu_menkyo_01@pref.fukushima.lg.jp